

**第2期 白鷹町
子ども・子育て支援事業計画**

**令和2年3月
白鷹町**

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画期間	7
4 計画の策定体制	7
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題	9
1 子ども人口と子育て家庭の状況と課題	11
2 就労状況	14
3 子育て支援事業の状況	15
4 第一期計画の経過と評価	16
5 ニーズ調査の結果について	35
第3章 計画の基本的な考え方	51
1 計画の基本理念	53
2 計画の施策目標	54
3 子ども・子育て支援法に基づく取組み	56
4 施策の体系図	58
第4章 施策の展開	59
第5章 子ども・子育て支援法に基づく取組み	83
1 教育・保育提供区域の設定	85
2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」 の推計方法	85
3 教育・保育に関する「量の見込み」と「確保方策」	86
4 地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」と「確保方策」 	90
5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保内容	94
6 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組み	94
新・放課後子ども総合プランに基づく白鷹町行動計画	96
第6章 計画の推進にあたって	97
1 計画の周知	98
2 関係機関等との連携・協働	98
3 白鷹町子ども・子育て会議での意見聴取	98
参考資料	99
1 白鷹町の子育てサービスの状況	
2 白鷹町教育・保育施設の教育・保育理念	

第1章 計画策定にあたって

● この章の概略 ●

1. 計画策定の背景と趣旨

- ・ 第1期に続き第2期の子ども・子育て支援事業計画を策定します。
- ・ 子ども・子育てをめぐるは種々の課題があり、この解決を目指します。

2. 計画の位置づけ

- ・ 子ども・子育て支援法に定めた町の計画です。
- ・ 町の総合振興計画をはじめとする各種計画との調和を図ります。



3. 計画の期間

- ・ 第一期 平成27年度～令和元年度
- ・ 第二期 令和2年度～令和6年度

4. 計画の策定体制

- ・ 町子ども・子育て会議の意見聴取
- ・ ニーズ調査の実施
- ・ パブリックコメントの実施

1 計画策定の背景と趣旨

近年、わが国においては、急速な少子化の進行、核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下していると言われています。

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。また、核家族化の進行、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

これまで、エンゼルプラン（平成6年）をはじめとした次世代育成支援対策推進法（平成15年）など少子化対策を推進してきましたが、1人の女性が生涯に産む子どもの数の平均値であるわが国の合計特殊出生率は、平成29年時点で1.43と依然低い数値で推移しています。

このような状況下で、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立し、質の高い幼児期の教育、保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援を充実することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から開始されました。加えて、平成26年4月には「次世代育成支援対策推進法」の有効期間が10年間延長され、地方公共団体および企業における子育て環境の整備の取組および行動計画の策定を継続していくことが規定されました。

平成29年6月には自治体を支援し、2年間で待機児童を解消するための「子育て安心プラン」、平成30年9月には、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、「放課後子ども総合プラン」の進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図るための目標が設定されました。

さらに、令和元年6月の子供の貧困対策推進法の改正により、市町村に対し、子どもの貧困対策計画策定の努力義務が課されました。

また、「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」を踏まえ、子育て世帯の負担感を和らげ、少子化対策につなげる狙いの幼児教育の無償化が令和元年10月から始まりました。

これらの法に基づき、平成27年3月に、今後とも安心して子どもを産み育てていける環境づくり、白鷹町にふさわしい子育て支援策を総合的に推進する「白鷹町子ども・子育て支援事業計画」を策定し計画的に事業を進めてきました。また、平成29年度には、本計画期間の中間年度を迎えるにあたり、策定後の人口動向や保育需要、事業実績などを踏まえ、中間の見直しを行いました。

第2期「白鷹町子ども・子育て支援事業計画」は、第1期の進捗状況や実績評価等を踏まえた上で、国の法や方針に基づいて策定しました。

2 計画の位置づけ

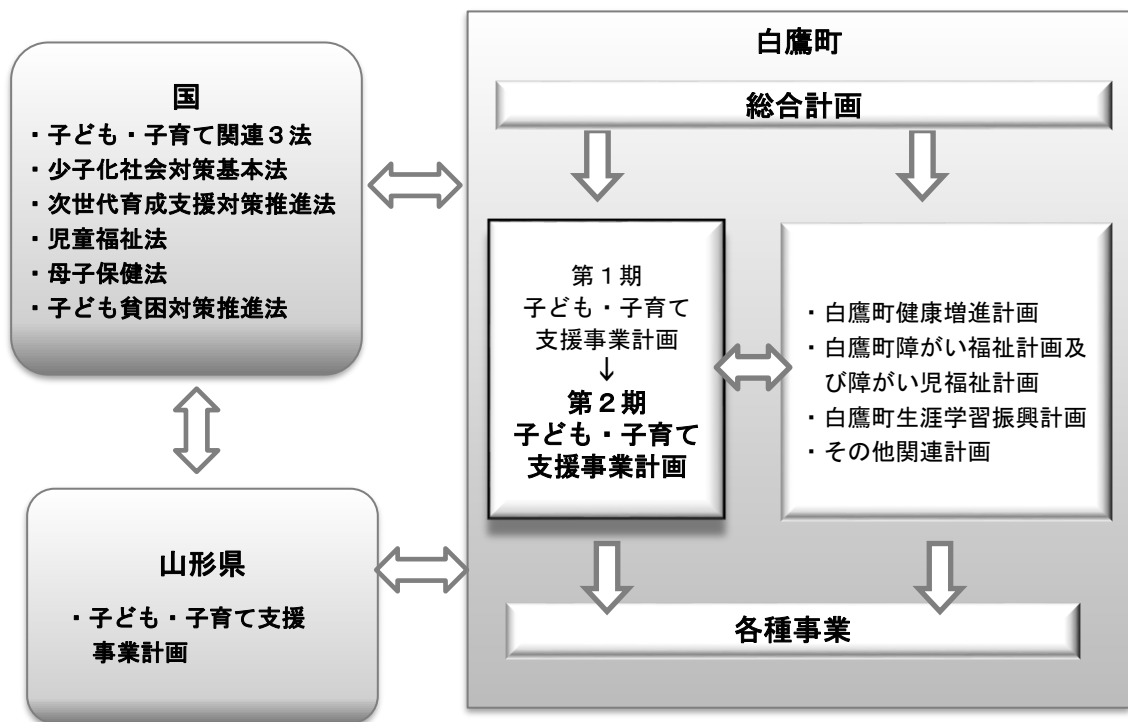
(1) 本計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。さらに、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画および子ども貧困対策推進法に基づく町の支援について盛り込みます。

本町の上位計画である「白鷹町総合計画」との整合性を図るとともに、関連する「白鷹町健康増進計画（元気ニコニコしらたか21）」「白鷹町障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」「白鷹町生涯学習振興計画」などとの調和を保った計画とします。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】
 （市町村子ども・子育て支援事業計画）
 第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

図1.1 諸計画との関係



(2) 国の政策や法改正などの動向

ここ数年間における子どもに関わる新たな国の政策や法改正などの動向については、次のとおりです。

平成26年8月 子どもの貧困対策に関する大綱

子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、全ての子供たちの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策が総合的に推進するための基本的な方針が示されました。

平成27年4月 子ども・子育て支援新制度の施行

平成24年に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から本格施行しました。

平成28年2月 子供若者育成支援推進大綱の改正

内閣府子ども若者育成推進本部において、子ども・若者育成支援推進法に基づき、子供若者育成支援施策に関する基本的な方針となる「子供若者育成支援推進大綱」が策定されました。

平成28年4月 子ども・子育て支援法の改正

子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる等の「子ども・子育て支援法」の改正を行い平成28年4月に施行されました。

平成28年6月 児童福祉法等の改正（一部平成28年10月及び平成29年4月）

全ての子どもが「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等を盛り込んだ改正児童福祉法が施行されました。

平成28年6月 ニッポン一億総活躍プランの策定

平成27年10月より、「夢をつむぐ子育て支援」などの「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けたプランの策定等に係る審議に資するため、内閣総理大臣を議長とする「一億総活躍国民会議」が開催されました。平成28年5月、同会議において「ニッポン一億総活躍プラン」（案）が取りまとめられ、同年6月2日に閣議決定されました。

平成29年3月 「働き方改革実行計画」の策定

内閣総理大臣を議長とする「働き方改革実現会議」において、時間外労働の上限規制の在り方など長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現などによる非正規雇用の処遇改善等をテーマに討議が行われ、平成29年3月に「働き方改革実行計画」が取りまとめられました。

25歳から44歳の女性就業率の上昇や、保育の利用希望の増加が見込まれることから、平成29年6月に「子育て安心プラン」を公表し、平成30年度から平成34年度末までに女性就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしており、平成29年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、これを前倒しし、平成32年度末までに整備することとしています。

平成29年4月 母子保健法の改正

子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）の全国展開を目指していくため、同センターの設置を市町村の努力義務として位置づけた改正母子保健法が施行されました。

平成29年4月 育児・介護休業法の改正

保育園等に入所できず、退職を余儀なくされる事態を防ぐこと等を目的として1歳6か月以降も認可保育園等に入れない等の場合には、会社に申し出ることにより育児休業期間を最長2歳まで再延長できるようにするなど、平成29年10月1日に改正育児・介護休業法が施行されました。

平成29年12月 新しい経済政策パッケージの策定

少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、「人づくり革命」と「生産性革命」を車の両輪とする「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定しました。このうち、「人づくり革命」については、幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などの政策を盛り込み、子育て世代、子供たちへ大胆に政策資源を投入することで、社会保障制度を全世代型へと改革することとしました。

平成30年4月 保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等の改正

就学前教育の必要性、待機児童問題、子どもの虐待問題等さまざまな社会情勢を反映し、平成29年3月に「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の改訂が告示され、平成30年4月に施行されました。全てに共通して幼児期の教育と保育について明確にされるとともに、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の明確化」「乳児(3歳未満児)保育に関する記載の充実」「食育の環境整備等の記載の充実」「保育士の研修機会の確保」等が取り入れられています。

令和元年10月 幼児教育・保育の無償化並びに高等教育無償化

「新しい経済政策パッケージ」、「経済財政運営と改革の基本方針」を基に、幼児教育・保育を無償化する「改正子ども・子育て支援法」と、低所得者世帯を対象に大学など高等教育を無償化する「大学等修学支援法」が成立しています。幼児教育・保育の無償化は令和元年10月から、大学無償化は令和2年4月からそれぞれ開始され、財源はいずれも令和元年10月に実施する消費税率10%への引き上げ分を充てていくこととされています。

3 計画期間

本計画は、5年を1期とし、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。計画期間中、年度ごと進捗評価し、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じて計画期間中に見直しを検討します。



4 計画の策定体制

(1) 白鷹町子ども・子育て会議での意見聴取

本計画策定過程では、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく「白鷹町子ども・子育て会議条例」による、子どもの保護者、事業主代表、学識経験者及び公募委員などから構成された「白鷹町子ども・子育て会議」を設置して意見の聴取、内容等の検討を行いました。

(2) 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の実施

本計画策定の基礎的資料とするため、子育ての状況や教育・保育事業の利用状況、子育てに関する意識、子育て支援施策に対するニーズ等を把握することを目的に、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施しました。

- 対象地域…白鷹町全域
- 調査方法…調査票による回答
- 実施期間…平成30年12月13日～平成30年12月19日

調査対象・回収状況	配布数(人)	回収数(人)	回収率(%)
就学前児童の保護者	541	388	71.7
小学生(1～3年生)の保護者	304	277	91.1

(3) 町民意見の反映

各種団体への意見聴取、パブリックコメント(意見公募手続き)を経て作成しました。

第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

●この章の概略●



1 子ども人口と子育て家庭の状況と課題

- ・少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少しています。
- ・総人口に対する児童の割合は低下しています。
- ・今後も児童数の減少は続くものと見込まれます。
- ・町の合計特殊出生率は、平成27年からは、国、県を下回る数値で推移しています。
- ・子どものいる世帯は減少しています。

2 就労状況

- ・男性の就業率は減少傾向、女性はほぼ横ばいの状況。平成27年には男女ともにやや上昇となりました。
- ・女性の結婚・子育て離職は減少してきています。就労の年齢は高年齢化してきています。



3 子育て支援事業の状況

- ・認可保育所2か所
- ・認定こども園2か所
- ・地域子育て支援拠点事業1か所
- ・一時預かり事業4か所
- ・ファミリー・サポート・センター事業（預かり会員）17人
- ・放課後児童クラブ（学童保育）4か所
- ・放課後等デイサービス1か所



4 第1期計画の経過と評価

- ・H28 保育園の幼保連携型認定こども園化（2園）
- ・H29認定こども園が 新園舎の整備を開始（1園）
公立保育園が2歳児からの保育を開始（1園）
- ・H30認定こども園が、新園舎での教育・保育を開始（1園）
公立保育園の運営を社会福祉協議会に移管し、保育園の園舎等を大規模改修（1園）
- ・H31（R1）保育園が、0歳児からの保育を開始。（1園） 他



5 ニーズ調査の結果について

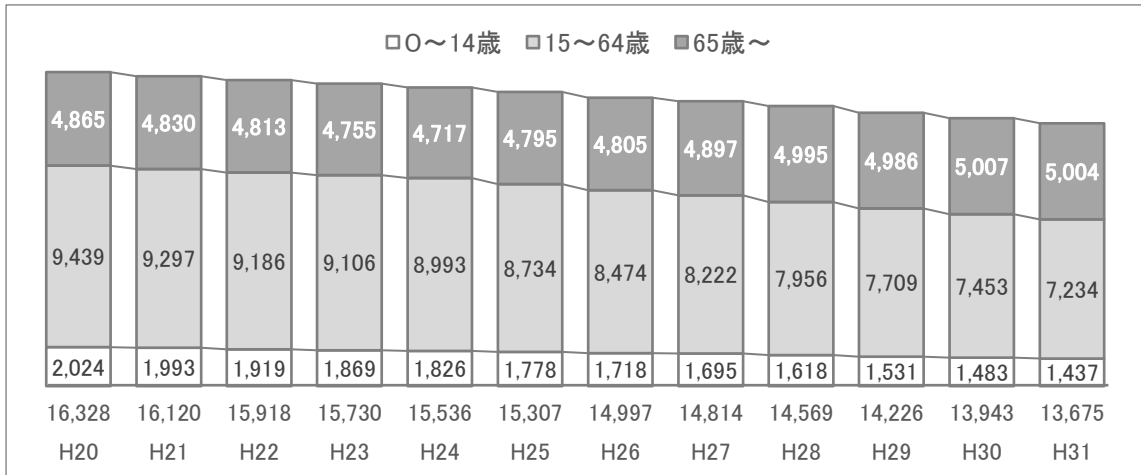
- ・平成30年12月に白鷹町内の未就学児童の保護者、および小学校児童（1～3年生）の保護者にニーズ調査を実施しました。
- ・その結果の概略を掲載しています。

1 子ども人口と子育て家庭の状況と課題

(1) 人口と子ども人口の推移

本町の人口は年々減少している状況です。3階級別人口をみると、平成20年以降老年人口（65歳以上）は緩やかに増加傾向となっており、生産年齢人口（15～64歳）は23%減少、年少人口（0～14歳）は29%減少しています。

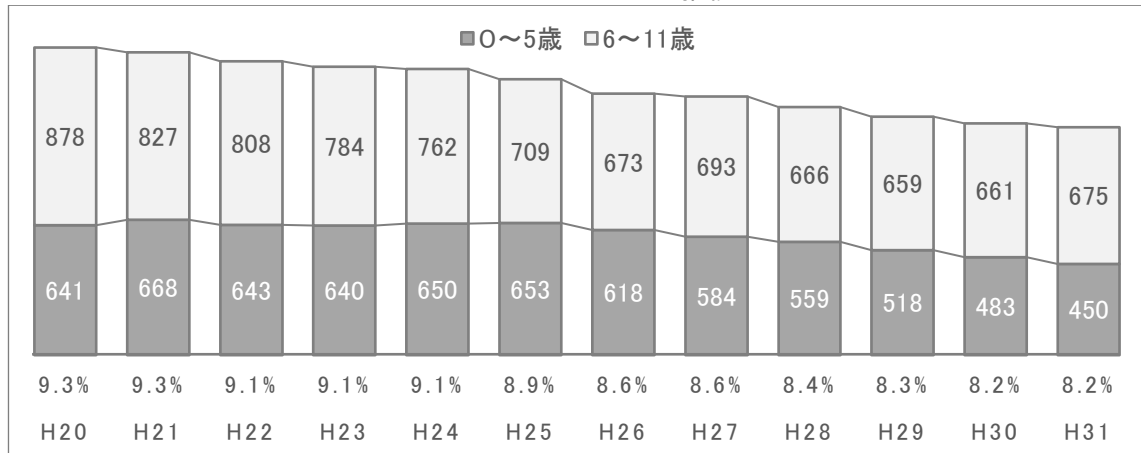
図2.1 3階級別人口の推移



住民基本台帳（各年3月31日）

子ども人口（就学前児童及び小学校児童）もまた、平成20年以降0～5歳が30%減少、6～11歳が約23%減少していることから、総人口に対する児童（0～11歳）の割合は低下しています。

図2.2 人口と子ども人口の推移



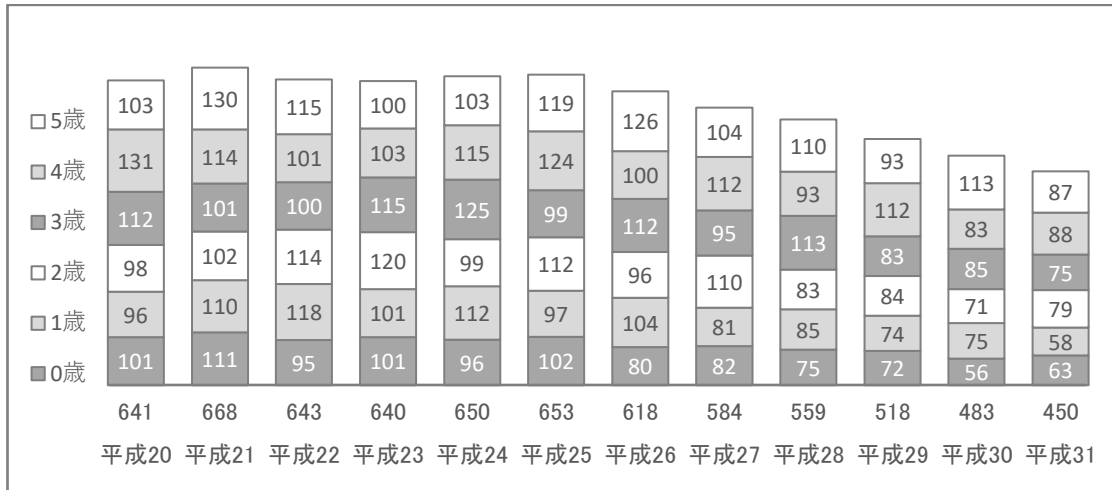
※児童（0～11歳）の割合は総人口に占める児童の割合

資料：住民基本台帳（各年3月31日）

さらに就学前児童（0～5歳）の1歳階級別人口推移をみると、平成20年から平成31年にかけて各年齢とも増減を繰り返しながらも全体的に減少しています。全体として30%減少しています。

以上のように0歳児人口・生産年齢人口（15～64歳）がともに減少していることから、今後も児童数の減少は続くものと見込まれます。

図2.3 0～5歳児の人口推移

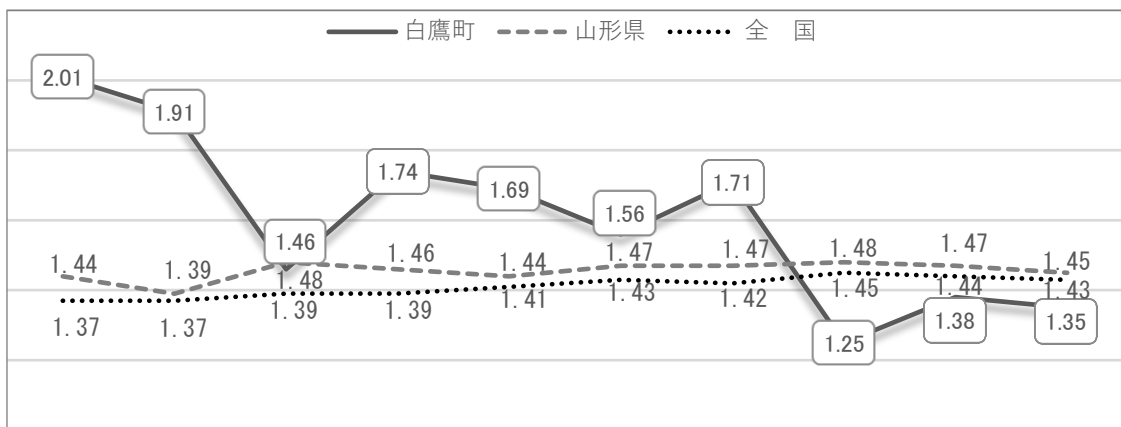


資料：住民基本台帳（各年3月31日）

(2) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率は、平成20年には人口を維持するのに必要とされる2.08に近づきました。しかしながらその後平成22年に大きく低下するなど、再び減少傾向にあります。このように町の合計特殊出生率は、平成20年以降ほぼ全国・山形県を上回って推移していましたが、少子化傾向に歯止めがかからず、平成27年からは、国県を下回る数値で推移しています。

図2.4 合計特殊出生率の推移



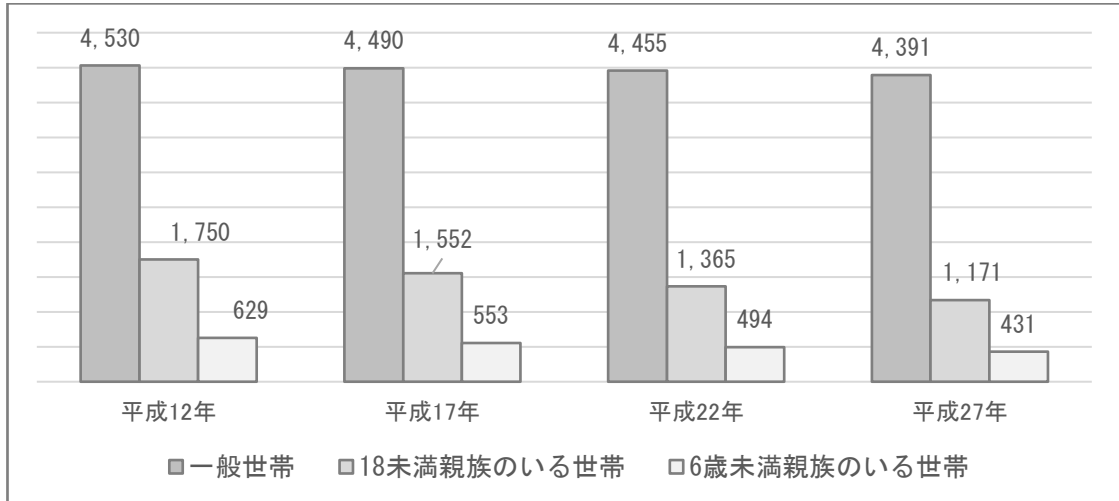
平成20年 平成21年 平成22年 平成23年 平成24年 平成25年 平成26年 平成27年 平成28年 平成29年

資料：山形県保健福祉統計年報（人口動態統計編）

(3) 子育て世帯の推移

平成12年から平成27年の子育て世帯の推移をみると、一般世帯はほぼ横ばいですが、6歳未満親族のいる世帯、18歳未満親族のいる世帯はともに減少しています。

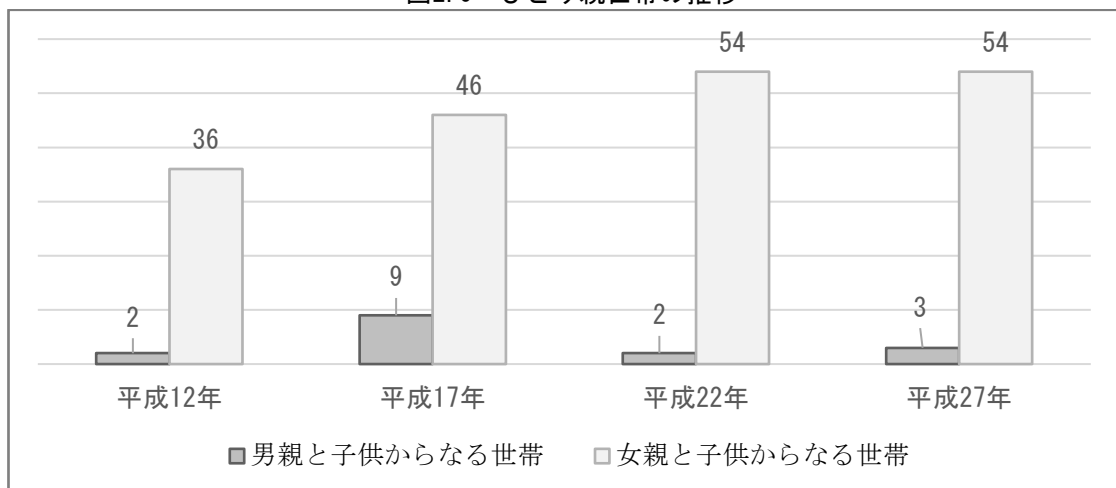
図2.5 子育て世帯（18歳未満の子どもがいる世帯）の推移



資料：国勢調査（各年10月）

また、ひとり親世帯の推移をみると、男親と子どもから成る世帯は平成17年には増加していますが、平成22年以降はまた減少し平成12年と同等になっています。一方、女親と子どもから成る世帯は増加傾向が続いていましたが、平成27年では横ばいとなりました。

図2.6 ひとり親世帯の推移



資料：国勢調査（各年10月）

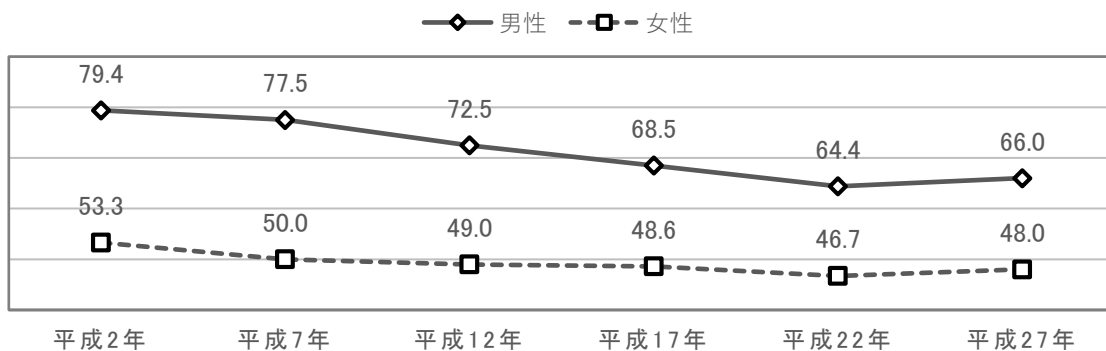
2 就労状況

(1) 本町の就業率

本町の15歳以上の就業率を長期的にみると、男性の就業率は減少傾向、女性はほぼ横ばいの状況です。平成27年には男女とも就業率は上昇となりました。女性の就業率の増減幅が小さいのは、20～50歳代の就業者数の増加が大きいためと考えられます。

図2.7 15歳以上男女別就業率の推移

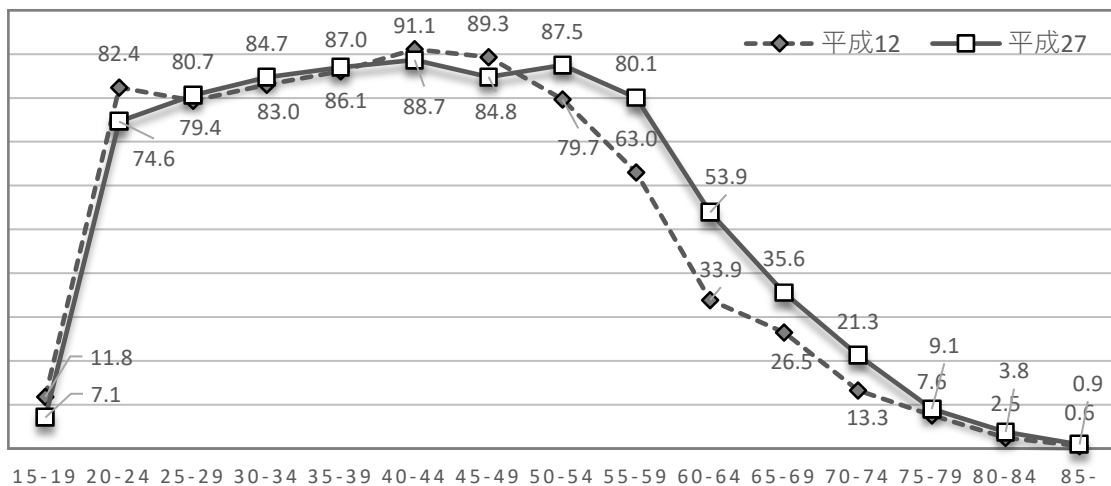
資料：国勢調査（各年10月）



女性の年齢別労働力率は、平成12年には20～24歳、40～44歳において高くM字カーブを描いていました。これは結婚後から子どもの育児（子育て）期間に女性が一時離職することが一因に挙げられます。その後、M字カーブは崩れる傾向にあり、平均的に50代までに就労が継続され、労働力率は60代以降に下降を示しています。

こういった状況を今後も維持するためには、子育てしながら就業できるような環境整備の推進が必要です。

図2.8 女性の年齢別労働力率



資料：国勢調査（各年10月）

3 子育て支援事業の状況

(1) 子育て支援事業の提供体制

本町の子育て支援事業の提供体制は、令和元年11月時点で下表のとおりとなっています。また、教育・保育事業ではこれまで待機児童はいませんでした。

表2.1 子育て支援事業の提供体制（令和元年11月現在）

子育て支援事業名	単位	施設数等	定員数 (人)
1 教育・保育事業			
幼稚園	か所	0	0
認定こども園	か所	2	210
認可保育所	か所	2	240
2 地域型保育事業			
小規模認可保育所	か所	0	0
家庭的保育	か所	0	0
居宅訪問型保育	か所	0	0
事業所内保育施設	か所	0	0
自治体の認証・認定の保育所	か所	0	0
認可外保育施設	か所	0	0
3 地域の子育て支援事業			
子育て短期支援事業	か所	0	0
地域子育て支援拠点事業	か所	1	—
一時預かり事業	か所	4	—
病児・病後児保育事業	か所	0	0
ファミリー・サポート・センター事業（預かり会員）	人	17	—
放課後児童クラブ（学童保育）	か所	4	—
4 その他			
放課後等デイサービス	か所	1	10

資料：健康福祉課調べ

4 第1期計画の経過と評価

I. 子育てに関する各種施策の推進

(第1期計画期間の主な事業)

1. 経済的負担の軽減

- ・ 風疹予防接種費用及び一般不妊治療、特定不妊治療費用を助成
- ・ 妊婦の方を対象に、ニコニコマタニティライフ応援事業（通院費用の助成）や歯科検診の費用助成
- ・ 出生児に対し、出生祝金の贈呈や年齢に応じた絵本や町産材の積み木をプレゼント
- ・ 新生児聴覚検査費用や小児インフルエンザワクチン接種費用の助成
- ・ 医療費の無料化を高校3年生相当年齢まで拡充
- ・ 保育料について、町独自の保育料を設定し軽減すると共に多子世帯の対象年齢を高校3年生相当年齢まで拡充し、第3子以降の保育料の無料化
- ・ 放課後児童クラブの利用料を、低所得世帯及び多子世帯に助成
- ・ 新入学児童に対し、ランドセルを贈呈
- ・ 小中学校のスキー授業のリフト無償化および学校給食費への助成

2. 子育て環境の整備

- ・ 平成28年度「あらと保育園」が幼保連携型認定こども園「愛真こども園」として開設
- ・ 平成28年度「よつば保育園」が幼保連携型認定こども園「よつばこども園」として開設
- ・ 平成29年度「愛真こども園」が園舎を整備し、平成30年度から新園舎での教育・保育を実施
- ・ 平成29年度「ひがしね保育園」が2歳児からの保育を開始
- ・ 平成30年度「ひがしね保育園」の運営を白鷹町社会福祉協議会に移管するとともに大規模改修工事を実施し、令和元年度から0歳児の保育を開始
- ・ 平成30年度、健康福祉センター内に「子育て世代包括支援センター」を開設し、保健師による妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施。令和元年度から母子手帳アプリの配信を開始
- ・ 令和元年度から「子育て支援センター」の開館日を拡充し、長期休暇期間における利用者の支援を実施
- ・ 放課後児童クラブ「エンゼルインしらたか」は、利用者数の増加により平成27年度および平成30年度に1単位増とし、3単位に拡充し実施(1単位の児童数は概ね40人以下)

Ⅱ. 「教育・保育」に関するこれまでの経過

平成 28 年度

- ・ あらと保育園が、幼保連携型認定こども園「愛真こども園」として開設。
- ・ よつば保育園が、幼保連携型認定こども園「よつばこども園」として開設。

平成 29 年度

- ・ 愛真こども園が、新園舎の整備を開始。
- ・ ひがしね保育園が 2 歳児からの保育を開始。

平成 30 年度

- ・ 愛真こども園が、新園舎での教育・保育を開始。
- ・ ひがしね保育園の運営を白鷹町社会福祉協議会に移管し、園舎等を大規模改修。

令和元年度

- ・ ひがしね保育園が、0 歳児からの保育を開始。

Ⅲ. 「地域子ども・子育て支援事業」に関するこれまでの経過

1. 利用者支援事業

(1) 事業内容

子ども及び保護者が、子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及び保護者の身近な場所において、相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

(2) これまでの経過

平成 30 年度に、町健康福祉センター内に「白鷹町子育て世代包括支援センター」を設置し、保健師を配置しました。

2. 延長保育事業

(1) 事業内容

特定教育・保育施設の延長保育に係る利用料について、その全部または一部を助成することで、必要な保育を確保する事業です。

(2) これまでの経過

町内の保育所、認定こども園の施設で実施しています。

3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

(1) 事業内容

世帯の所得状況により町が定める基準に基づき、特定教育・保育等を受けた場合に係る日用品や文房具その他物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用の全部または一部を助成する事業です。

(2) これまでの経過 … 事業実績はありません。

4. 多様な事業者の参入を促進する事業

(1) 事業内容

特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進する事業です。

(2) これまでの経過 … 事業実績はありません。

5. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

(1) 事業内容

保護者が労働等により日中家庭にいない小学校に就学している児童について、放課後に適切な遊び・生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。

(2) これまでの経過

各小学校の学区毎に開設され、利用児童数に応じ単位を増やして事業を実施しています。

6. 子育て短期支援事業（ショートステイ）

(1) 事業内容

保護者の疾病その他の理由により、家庭での養育が一時的に困難な児童について、児童養護施設等に入所させ必要な保護を行う事業です。

(2) これまでの経過 … 事業実績はありません。

7. 乳児家庭全戸訪問事業

(1) 事業内容

乳児のいるすべての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・助言・援助」を行う事業です。

(2) これまでの経過

生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師が訪問しています。

8. 養育支援訪問事業、要支援児童・要保護児童等の支援に資する事業

(1) 事業内容

乳児家庭全戸訪問の実施等により把握した要支援児童や特定妊婦に対し、要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言、その他の援助を行う事業です。

(2) これまでの経過

支援を必要とする家庭を保健師や保育士が訪問し、養育に関する支援を行っています。

9. 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

(1) 事業内容

乳幼児の保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育ての相談、情報提供、助言、その他の援助を行う事業です。

(2) これまでの経過

子育て支援センターで各種事業を計画し実施しています。町内外の未就学児を対象とし、広く交流の場を提供しています。

10. 一時預かり事業

(1) 事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、教育・保育施設において一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

(2) これまでの経過

保育所、認定こども園等に在籍していない乳幼児を対象とした事業および認定こども園に在籍する幼児を対象とした事業を実施しています。

1 1. 病児保育事業（病児・病後児保育）

（1）事業内容

疾病にかかっている「保育を必要とする乳幼児」及び「家庭において保育を受けることが困難となった小学生」を教育・保育施設、病院、診療所等の施設において保育を行う事業です。

（2）これまでの経過 … 事業の実施について検討をしています。

1 2. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

（1）事業内容

児童の一時的な預かりまたは外出支援について、援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者の連絡・調整、講習の実施その他必要な支援を行う事業です。

（2）これまでの経過

子育て支援センターにおいて登録会員を募集すると共に、会員との連絡・調整、講習の実施等必要な支援を行っています。

1 3. 妊婦健診

（1）事業内容

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊娠初期から出産までの時期に必要な応じた健康診断を実施します。

（2）これまでの経過

委託産科医療機関で健康状態の把握や保健指導、血液検査、定期検査（超音波）を実施しています。

IV. 第1期計画における施策の展開、各事業の実績と評価

第1期計画における施策について、各事業の実績に基づき評価を行いました。

結果は、第2期計画の施策の展開に反映していきます。

評価 A=取り組むことができ、今後も継続する

B=実施したが見直しが必要である

C=未実施である、該当がない

施策目標1 子どもの「生きる力」の育成

個別目標1 教育環境の充実

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
1. 就学前教育の推進	保育の年間計画に沿って就学児の定期的な小学校との交流を実施し、子どもの困り感を最小限となるように内容を互いに検討しながら、連携を図り進めている。	A	健康福祉課
2. 確かな学力の定着	確かな学力の定着を図るために、平成30年度、町内各小・中学校への学校訪問・指導を年間187回実施した。授業改善が進みつつあり、NRTや全国学力・学習テストの結果も少しずつ改善している。	A	教育委員会
3. 社会の変化に対応できる教育の推進	小学校英語の教科化に向けて、平成30年度、英語活動推進員を配置し、教材作りや授業づくり等について各学校に助言・指導を行っている。平成28・29年度には、タブレットを各学校に設置し、授業で活用している。	A	教育委員会
4. 特色ある教育活動の推進	各学校で、総合的な学習の時間を中心に、地域や学校の特色をいかした体験活動を行っている。平成30年度は、町内全小・中学校で紅花の栽培・摘み取りにも取り組んだ。	A	教育委員会
5. 保・小・中・高の連携	年々地域ボランティアの輪が広がり、地域指導者による学習支援の強化も増えてきている。	A	教育委員会
6. 不登校・不適應児童生徒への対応	不登校・不適應については、毎月の教育相談定例会で情報共有を図り、対応策を検討している。適応指導教室も開催し、学校復帰・学級復帰に向けて指導支援を行っている。いじめについては、「白鷹町いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、情報共有、協議を行っている。	A	教育委員会
7. 学校と地域の連携の強化	各学校において、年3回程度、学校評議員会を開催し、教育活動の成果や課題について話し合いを行っている。学校・家庭・地域が一体となり、地域に開かれた学校を実現している。	A	教育委員会

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
8. 地域学校協働本部事業の推進	年々、地域ボランティアの輪が広がり、地域指導者による学習支援の教科も増えてきている。学校支援のみならず、学校教育に貢献できること、小中学生とのつながりが持てることが喜びであるとの声があり、有効な活動となっている。	A	教育委員会
9. 体力づくりの推進	各学校において、朝の時間や中間休みの時間を活用した体力づくりの取組が充実している。各種大会への参加も多く、その成果が運動能力テストの結果にも表れている。	A	教育委員会
10 荒砥高校の総合的な支援	高校生をオーストラリアに派遣する青少年国際交流事業による人材育成支援や介護職員初任者研修受講料の支援、町内企業合同説明会などの就職支援、荒砥高校をサポートする会の実施する新入生応援事業（10万円の応援券贈呈）による経済的支援、吹奏楽部楽器貸与事業による生徒の自己実現への支援、スクールサポーターの配置など、高校存続に向け総合的な支援を実施してきた。	A	教育委員会 企画政策課

個別目標 2 家庭や地域による教育の充実

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
1. 家庭におけるお手伝いの推進	長期休業中は、家族の一員として積極的にお手伝いに取り組むことを学校からお知らせしている。また、「白鷹スタンダード・生活のスタンダード」にもお手伝いの項目を記載し、全児童生徒に配布している。	A	教育委員会
2. ボランティア意識の普及啓発	総合的な学習の時間に町内福祉施設に出向いて交流する活動に取り組んでいる。また、全校でアルミ缶回収に取り組んでいる学校も多く、車椅子贈呈を続けている。	A	教育委員会
3. P T A 活動の推進	保護者の教育に対する意識の高揚のため、P T A 活動の活性化、推進を図っている。	A	教育委員会
4. 地域行事への参加促進	白鷹中学校においては、地区レク大会の日程に合わせて部活動の休養日を設定した。中学生が地区レク大会に参加することができるように配慮している。	A	教育委員会
5. 子どもの読書活動の推進	町立図書館における読書感想文コンクール、おはなしの会を継続実施するとともに、学校図書室に司書を派遣し、読み聞かせや読書指導、環境整備等を行った。また、子育て支援センターで絵本読み聞かせ講座を開催したほか、絵本等の充実を図っている。	A	教育委員会 健康福祉課
6. 子どもたちの発表機会の創出	町芸術祭の音楽部門での発表や芸能部門への参加、各種イベントにおける少年少女合唱団の出演のほか、置賜こども芸術祭への参加など充実した機会を得ている。	A	教育委員会
7. 家庭教育講座の推進	町内の全小学校及び全保育施設での家庭教育講座の開催を支援している。	A	教育委員会

第2章

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
8. 青少年のための講座の開催	白鷹学講座は、広く成人一般を対象としている側面はあるが、青少年に聞いてもらいたい講座も多い。しかし、その参加率は一桁台の現状となっている。	A	教育委員会
9. 白鷹っ子養育事業の推進	平成28年度まで絵本贈呈を行い、平成29年度からは事業名を「白鷹っ子養育事業」に変更し事業の拡充を行った。出生時に5万円の祝金の贈呈、赤ちゃん訪問の際に絵本や子育て情報誌等が入ったプレゼントの贈呈、1歳6ヶ月健診時に絵本の贈呈を行っている。	A	健康福祉課
10. 教育・保育施設地域交流事業の推進	町内すべての園で、ふれあいサロンへの参加や地域行事への参加など、地域住民との交流の場面が設けられ、活発に交流できている。	A	健康福祉課

個別目標3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
1. 有害図書等の駆除	有害図書が一般図書と混在した状態で販売されているなど、有害図書の駆除に至るまでは難しい状況にあるが、青少年育成推進員と少年補導員合同で調査を実施しており、成人コーナーの撤去等が各コンビニで進んできているなど、一定の成果が上がっている。	A	教育委員会
2. 巡回指導の推進	学校における指導が効果を発揮していると思われる。	A	教育委員会
3. 携帯電話・インターネット利用の注意啓発など	携帯電話やSNSに関する研修会を保護者・児童生徒を対象にして実施している。また、児童生徒のみの研修会や学級活動を行い、メディアリテラシーに関する指導が行われている。	A	教育委員会

施策目標2 母と子の健康づくりの推進

個別目標1 乳幼児や母親の健康の確保

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
1. 母子健康手帳交付事業の推進	妊婦全員と保健師が面接し、母子健康手帳の交付とともに相談や事業の紹介等を実施している。支援が必要な妊婦の把握も実施している。	A	健康福祉課
2. 妊婦健康診査費用の負担軽減	妊婦健診費用の助成を実施している。	A	健康福祉課
3. ニコニコマタニティライフ応援事業の推進	ほぼ全員から申請あり、補助金を交付している。	A	健康福祉課
4. 働く女性の母性保護の周知	母子健康手帳交付時等に制度の周知を行っている。	A	健康福祉課

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
5. 妊産婦健康相談の実施	妊産婦の健康相談に保健師が応じ、問題解決に向けて支援している。平成30年度から子育て世代包括支援センターを設置して相談に対応している。	A	健康福祉課
6. 妊産婦禁煙の推進	母子保健事業のなかで、妊産婦及び家族の喫煙状況を確認し、健康への悪影響についての保健指導を実施している。	A	健康福祉課
7. 不妊治療費助成事業の周知・活用	不妊治療に関する助成について周知をはかり、活用をすすめている。	A	健康福祉課
8. マタニティクラス (両親学級・祖父母学級)	定期的にクラスを開催し、妊婦やそのご家族に参加いただいている。令和元年度から産前・産後サポート事業として実施し、妊産婦の相談支援、孤立感の解消について充実を図っている。	A	健康福祉課
9. こんにちは赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業)の推進	乳児のいる家庭をすべて訪問し、乳児の発育発達の確認や母親の心身状態、子育ての様子を確認している。子育てに関する相談や情報提供、保健指導を実施している。	A	健康福祉課
10. 乳幼児健康診査の実施	健康診査を実施し、発育発達の確認、異常の早期発見、子育て相談等を実施している。	A	健康福祉課
11. 幼児歯科健診の実施	歯科健診、フッ素塗布やブラッシング指導を実施し、むし歯予防について支援を実施している。	A	健康福祉課
12. 乳幼児相談の実施	子育て中の方の健康相談に応じ、問題解決に向けて支援している。平成30年度から子育て世代包括支援センターを設置して相談に対応している。	A	健康福祉課
13. 予防接種の充実	予防接種についての情報提供や正しい知識の普及・啓発を実施している。	A	健康福祉課
14. 健康的な生活習慣の啓発	子育て支援センターや教育・保育施設と連携し、健康的な生活習慣・食習慣について啓発を行っている。	A	健康福祉課
15. 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防	乳幼児健診において、情報提供や啓発を行っている。	A	健康福祉課
16. 事故防止対策の周知	乳幼児健診において、発達段階に合わせた事故防止について情報提供や啓発を行っている。	A	健康福祉課
17. 離乳食教室の実施	離乳食の作り方や進め方について、調理実習・栄養指導を実施している。令和元年度から産前・産後サポート事業として実施し、妊産婦の相談支援、孤立感の解消について充実を図っている。	A	健康福祉課
18. 禁煙・分煙の啓発	妊産婦、こどもがいる家庭を中心に受動喫煙の害について情報提供や啓発を行っている。	A	健康福祉課

個別目標2 食育の推進

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
1. 食育推進計画の推進	平成28年度から令和2年度までの第2次計画の推進に取り組んではいるものの、特に家庭における食育・地産地消、郷土食・料理の継承などについては、更なる推進が必要である。	A	農林課
2. 給食を通じた「食育」の推進	関係機関との連携により、地産地消を基本にして学校給食及び町内福祉施設における食育・地産地消の活動支援で徐々に取り組みが広がりつつある。また、地域の食材を積極的に利用し、郷土料理を献立に加え、食文化の継承を含めた食育を推進している。	A	健康福祉課 教育委員会 農林課
3. 健康づくり推進員活動による食育の推進	子どもや親子の料理教室を開催し、正しい知識の普及、食育推進を行っている。	A	健康福祉課
4. 栄養相談事業の推進	乳幼児健診や相談事業において、子育て支援センターや教育・保育施設と連携して栄養相談を実施している。	A	健康福祉課

個別目標3 思春期の保健対策の充実

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
1. 喫煙・飲酒・薬物等の防止教育の推進	小学校高学年・中学校においては、保健学習の中で、飲酒や喫煙の防止、薬物乱用防止について学習している。授業参観日に保健の学習を実施し、保護者にも情報提供を行っている学校もある。	A	教育委員会
2. 心の健康や性の問題などを保健指導・学習の充実	生活リズムの改善については、長期休業明けを中心に各学校で取組を進めている。性やエイズについては、保健学習中に扱っており、理解を図っている。	A	健康福祉課 教育委員会
3. こころの問題に対する相談体制の充実	スクールカウンセラーがカウンセリングを実施し、児童生徒の様々な悩みに対応している。教育相談員が別室登校の児童生徒に指導したり、生活支援員が支援の必要な児童生徒にきめ細やかに支援をしている。	A	教育委員会

個別目標 4 小児医療の充実

事業名	実績および評価理由	評価	担当課
1. 小児医療や産科医療に関する現状の周知	小児科・産科医療機関に対する要望はあるが、医療についての現状を周知し、理解いただけるよう努めている。	A	健康福祉課 町立病院
2. 医療機関の連携と情報提供	必要時、医療機関と連携し、また近隣の専門医や救急対応医療機関の周知等を行っている。	A	健康福祉課 町立病院
3. 小児救急対処法の周知（小児救急医療啓発事業）	急病時などの相談窓口の紹介を行っている。	A	健康福祉課
4. 子育て支援医療給付事業の周知・活用	町報及び町ホームページへの記載並びに対象者への個別通知により、事業内容及び申請方法等に関する周知を行っている。医療証の交付率は100%であり、利用率も高い。	A	町民課
5. しらか元気づ子事業（町単独医療給付事業）の周知・活用	町報及び町ホームページへの記載並びに対象者への個別通知により、事業内容及び申請方法等に関する周知を行っている。医療証の交付率はほぼ100%であり、利用率も高い。	A	町民課
6. ひとり親家庭等医療費給付事業の周知・活用	町報及び町ホームページへの記載並びに対象者への個別通知を行うとともに、関係各課と連携を図りながら、事業内容及び申請方法等の周知を行っている。医療証の交付率も高い。	A	町民課
7. 重度心身障がい（児）者医療給付事業の周知・活用	町報及び町ホームページへの記載並びに対象者への個別通知を行うとともに、関係各課と連携を図りながら、事業内容及び申請方法等の周知を行っている。医療証の交付率も高い。	A	町民課

施策目標 3 子育て家庭への支援の充実

個別目標 1 相談機能、情報提供、学習機会の充実

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
1. 子育て相談機能の充実	総合的な窓口として、子育てに関する相談に応じています。平成30年度から子育て世代包括支援センターを設置し、相談業務の強化をはかっている。	A	健康福祉課
2. 教育相談機能の充実	不登校・不適応については、毎月の教育相談定例会で情報共有を図り、対応策を検討している。適応指導教室も開催し、学校・学級復帰に向けて指導支援を行っている。いじめについては、「白鷹町いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、情報共有、協議を行っている。	A	教育委員会
3. 子育て情報の提供	町報やホームページ等を活用し、子育て支援に関する取組等の情報を発信している。	A	健康福祉課 教育委員会

第2章

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
4. 子育て情報コーナーの設置	子育て情報コーナーとして健康福祉センター内に設置はしているが、チラシやリーフレット等を設置するのみにとどまっており有効活用できていない。	B	健康福祉課
5. 子育て家庭の学習機会の充実	食育講座・ふれあい交流事業・マザーズコーチング講座・育児相談等多様な学習の機会を実施し、育児の学習の機会の充実を図っている。	A	健康福祉課 総務課
6. 子育て支援事業の推進	健康的な生活習慣の形成や病気の予防のために、子育て支援センターや教育・保育施設と連携してすすめている。	A	健康福祉課

個別目標2 子育て家庭の経済的負担の軽減

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
1. 児童手当の支給	中学校終了までの児童を対象に年3回に分けて児童手当を支給している。	A	健康福祉課
2. 子育て支援医療給付事業の周知・活用【再掲】	町報及び町ホームページへの記載並びに対象者への個別通知により、事業内容及び申請方法等に関する周知を行っている。医療証の交付率は100%であり、利用率も高い。	A	町民課
3. しらか元気っ子事業(町単独医療給付事業)の周知・活用【再掲】	町報及び町ホームページへの記載並びに対象者への個別通知により、事業内容及び申請方法等に関する周知を行っている。医療証の交付率はほぼ100%であり、利用率も高い。	A	町民課
4. 多子世帯子育て応援事業の実施	平成29年度より、多子世帯の対象年齢を高校3年生相当年齢までに拡充し実施している。	A	健康福祉課
5. 要保護・準要保護児童の援助	収入の乏しい家庭やひとり親家庭などの児童生徒に対し、学用品費や給食費、医療費等を支給している。	A	教育委員会
6. 奨学金制度等の周知・活用	日本学生支援機構の奨学金制度等を周知している。	A	教育委員会
7. 子育て応援パスポート事業の周知・活用	母子手帳交付時や子育て世帯の県外からの転入時に子育て応援パスポートの説明を行い事業の周知を図っている。また、県より発行された協賛店のガイドブックを配布している。	A	健康福祉課

個別目標3 ひとり親家庭などの自立支援の推進

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
1. 児童扶養手当制度の周知・活用	広報誌や町ホームページ等での周知を定期的に行っている。また町民課窓口と連携を図り、制度の周知ができるよう対応している。	A	健康福祉課
2. ひとり親家庭等医療費給付事業の周知・活用【再掲】	町報及び町ホームページへの記載並びに対象者への個別通知を行うとともに、関係各課と連携を図りながら、事業内容及び申請方法等の周知を行っている。医療証の交付率も高い。	A	町民課

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
3. 各種支援情報の周知・活用	町報への掲載、現況届時しおりを配布する等周知に努めている。	A	健康福祉課
4. 外国人保護者への相談・情報提供など	該当する家庭はなかったが、必要に応じて対応していく。	C	健康福祉課
5. 帰国子女に対する支援	現在、日本語指導講師を必要とする児童生徒が在籍していない。	C	教育委員会

個別目標 4 障がい児施策の充実

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
1. 障がい福祉サービスの周知・活用	相談支援事業所と連携し、必要なサービスの提供を行うとともに、自立支援協議会で課題の共有などを行っている。 また、町報とホームページにおいて、障がい福祉サービスのお知らせを実施している。	A	健康福祉課
2. 重度心身障がい(児)者医療給付事業の周知・活用【再掲】	町報及び町ホームページへの記載並びに対象者への個別通知を行うとともに、関係各課と連携を図りながら、事業内容及び申請方法等の周知を行っている。医療証の交付率も高い。	A	町民課
3. 特別児童扶養手当制度の周知・活用	町報や町ホームページ等での周知を定期的に行っている。 福祉係と連携を図り、制度の周知に努めている。	A	健康福祉課
4. 障がい児福祉手当制度の周知・活用	身体障害者手帳や療育手帳の新規相談者・手帳交付者に対して制度の説明を行っている。 また、町報とホームページにおいて周知を行っている。	A	健康福祉課
5. 特別支援学校への通学支援	町外の特別支援学校へ通学する障がい児に対し、タクシー等での通学支援を実施している。希望によりヘルパーの添乗も行っている。	A	健康福祉課
6. 発達障がいの早期発見と早期対応のための相談の充実	臨床心理士によるすすく発達相談、保育園・こども園への巡回相談を実施している。	A	健康福祉課
7. 教育・保育施設巡回相談の実施	教育・保育施設を保健師、保育士、定期的に臨床心理士や教育委員会指導主事が巡回し、発育発達等の経過が気になる子どもの健康支援やその家族への支援を行っている。	A	健康福祉課
8. 障がい児保育の実施	保育士の研修、保育時間の延長等専門性の充実、ニーズへの対応を行っている。	A	健康福祉課
9. ノーマライゼーションの普及啓発	町報において、障がいを理由とする差別の解消について周知を行っている。	A	健康福祉課
10. 学校施設の改善	平成29年度、白鷹中学校に病弱・身体虚弱特別支援学級を設置した。教室環境の整備やスロープの設置、担架の設置、携帯電話の利用等、障がいに配慮した支援を進めてきた。	A	教育委員会

第2章

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
11. 適切な教育支援の実施	保育園・こども園の巡回を年間2回実施し、年中児・年長児の就学に向けた情報収集をすすめることができた。就学に向けて保護者との面談を行い、保護者の意向を最大限に生かす方向で適切な支援ができています。	A	教育委員会
12. 特別支援教育の充実	教育支援委員会を開催し、子どもに最も相応しい学びの場を決定している。ことばの教室、発達障害などの通級教室を活用し、障がいの特性に応じた指導を行っている。	A	教育委員会
13. 進路指導の充実	中学校、高等学校、高等専修学校を対象にして毎年職場体験を実施している。3日間の職場体験を通して、社会に対する理解を深め、自分の将来を見つめる機会になっている。	A	教育委員会

個別目標5 児童虐待防止対策の充実

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
1. 要保護児童対策地域協議会の充実	代表者会年1回、実務者会年3回行い、情報の共有や支援の検討を行っている。また要対協の研修の充実を図り、組織機能の周知を行い、円滑に対応できるように努めている。	A	健康福祉課
2. 子どもの人権に関する啓発	児童福祉週間、児童虐待防止月間等の周知に努め、子どもの人権の尊重を訴えている。	A	健康福祉課
3. 相談体制の充実	相談体制の周知に努めている。	A	健康福祉課
4. 見守り体制の充実	地域主体の見守り隊、コミュニティセンターの青色パトロール車、県事業スクールガードリーダー等の取組を通して学校と家庭、地域が協力して子どもの安全確保を行っている。	A	健康福祉課 教育委員会

施策目標 4 仕事と家庭の両立の推進

個別目標 1 両立を支援する保育サービスの充実

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
1. 子ども・子育て支援法に伴う事業の実施	保育所から幼保連携型認定こども園への移行については、町内4園の内、平成28年度に2園で実施している。また、保育ニーズに対応するため計画の中間年見直しにより各事業の見込み量の変更を行っている。	A	健康福祉課
2. 保育内容の充実	各園において、研修への参加など、資質向上を図る取り組みがなされている。	A	健康福祉課
3. 乳児・低年齢保育枠の拡大	令和元年度からのひがしね保育園の0歳児保育の開始により、町内全園にて0歳児からの保育が実施されている。	A	健康福祉課
4. 延長保育の充実	町内すべての園で延長保育が実施されている。	A	健康福祉課
5. 一時保育の充実	町内すべての園で一時預かり保育が実施されている。	A	健康福祉課
6. 休日保育の検討	日曜、祝日などの休日保育に対応するため、ファミリー・サポート・センターを設置して対応しているが、登録者の増加がみられない。	A	健康福祉課
7. 保育施設の環境整備	老朽化した施設に関して、随時補修等への支援を実施している。また、ひがしね保育園を平成30年度から民営に移行した。	A	健康福祉課
8. 放課後児童クラブの充実	ニーズに応じて、単位数を増やして対応している。各クラブを通じて各種研修の受講を進めている。可能な限り放課後子ども教室に参加している。	A	健康福祉課

個別目標 2 両立のための働き方・生活の見直し

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
1. ワークライフバランスに関する啓発促進	企業の事業主等を対象とした就労環境改善事業を実施し、働き方改革関連のセミナーや事例の紹介を行っている。さらに、国・県事業の情報を発信しながら推進している。	A	商工観光課
2. 事業所実態調査の実施	事業所へアンケート方式による実態調査を実施している。さらに就労環境改善事業により、福利厚生の上など魅力ある企業づくりの啓発を行っている。	A	商工観光課
3. 男女共同参画の啓発	町報や町ホームページにおいて、「男女共同参画週間」をはじめとする各種事業を広報・周知し、平成28年度には「第2次男女共同参画計画」を策定、平成29年度には置賜地域男女共同参画地域講座を開催するなど、男女共同参画社会の推進のための啓発を実施できた。	A	企画政策課
4. 父親の育児参加の促進	マタニティクラスや健康まつりでの親子イベントなどの機会に父親の参加が増えてきている。	A	健康福祉課

施策目標5 子ども・子育てに配慮したまちづくり

個別目標1 良質な住宅・居住環境の整備

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
1. 子育て支援のための住宅の確保	すまいる住まい！若者定住サポート事業に取り組み、定住する意志をもって住宅を取得する若者世帯を支援している。	A	建設水道課
2. 魅力ある住宅地の供給	「すまいる！四季の郷」定住促進プロジェクトに取り組み、住宅地を購入するかたを支援している。	A	建設水道課
3. 公園の充実・活用	都市公園を安全に楽しく使用できるよう、地元団体や業者への管理委託や、必要に応じた施設修繕・整備により維持管理を行ってきた。しかし、都市公園の周知については十分にできなかった。	B	建設水道課
4. 公共施設の開放情報の周知	スキー場のグレンデ情報はフェイスブックで一部周知している。袖パークや野球・ソフト場、学校施設の開放は予約を原則としており、利用調整会議を行った結果情報は関係者に周知している。町ホームページでの開放周知はしていない。 学童クラブや放課後子ども教室、年数回の子ども対象事業、ボランティアによる学習塾の開催など、地域の子どもたちの居場所づくりに取り組んできた。	A	教育委員会 健康福祉課

個別目標2 安心して外出できる環境の整備

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
1. 通学路の安全確保	関係機関が連携して通学路安全点検を行い、歩道設置、グリーンベルト設置、転落防止柵設置等、順次道路整備を実施している。冬期間は通学に支障が出ないよう歩道除雪体制を充実させ実施している。	A	建設水道課
2. 交通安全施設の整備	学校、地域、警察、県及び町が連携して通学路安全点検を実施し、また地域からの要望なども受けながら、整備が必要な場所については速やかに整備を実施し、または管轄機関への整備要望などを行った。	A	町民課
3. スクールバスの運行	スクールバス11路線、タクシー便2路線で、遠距離通学の必要な児童生徒の通学をサポートしている。また、山交バス路線の利用者には、定期券代全額を補助している。スクールバスは部活動利用にも対応している。	A	教育委員会
4. 歩道のバリアフリー化の促進	歩道内にある側溝蓋の破損交換、舗装段差解消等において実施継続中であるが、本来の目的であるマウントアップ形式歩道からセミフラット形式（歩道面を車道面より高く、かつ縁石天端高さより低くする構造）への対応は実施できていない。	B	建設水道課

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
5. 公共施設の子育て支援設備の整備の推進	公共施設整備の際は、スロープの設置やベビーチェア等を設置する等の子育てに配慮した整備となるよう推進している。	A	健康福祉課
6. 防犯灯の整備	学校、地域、警察、町が連携して、通学路防犯点検を実施し、また地域からの要望を受けながら、増設、移設など速やかに対応した。	A	町民課

個別目標3 子どもの安全の確保

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
1. 交通安全教育・学習の推進	警察、交通安全対策協議会、交通安全協会、交通安全母の会、かもしかクラブ協議会、見守りボランティア等の協力を得ながら、交通安全専門指導員による交通安全教育と交通安全の声掛け、啓発を積極的に実施した。	A	町民課
2. 子どもの防犯力の育成	自分の命は自分で守ることを基本として、機会を捉えて指導している。各学校では、置賜教育事務所の協力を得ながら不審者対応の講習会を実施している。	A	教育委員会
3. 地域の見守り体制の充実	地域主体の見守り隊、コミュニティセンターの青色パトロール車、スクールガードリーダー等の取組みを通して学校と家庭、地域が協力して子どもの安全確保を行っている。	A	教育委員会
4. 防犯パトロール活動の推進	防犯協会を中心に、各種地域団体の協力を得ながら青色パトロール車による巡回やボランティアによる登下校時の見守りなどを行っており、犯罪の抑止に繋がっているものと推察される。また学校等と連携して、通学路防犯点検も実施した。	A	町民課
5. 学校・教育・保育施設の危機管理体制の充実	自分の命は自分で守ることを基本として、機会を捉えて指導している。各学校では、置賜教育事務所の協力を得ながら不審者対応の講習会を実施している。また、保育施設では、各種避難訓練を実施している。	A	教育委員会 健康福祉課 総務課
6. 子どもの防火・防災意識の啓発	各学校で年間3回の避難訓練を実施している。国土交通省の協力のもと、防災教室を行った学校もあり、子ども達の防災意識を高めることができている。	A	教育委員会

施策目標6 地域における子育て支援の充実

個別目標1 地域における子育て支援サービスの充実

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
1. ファミリー・サポート・センターの充実	広報誌や町ホームページにより周知を行っている。研修会や講習会を開催し、協力会員の意識の向上に努めている。	A	健康福祉課
2. 子育て支援センターの活用	定期的に行事の開催や、育児相談等を行っている。また、開館日の拡充や絵本等を充実させるなど利用しやすい環境づくりをしている。	A	健康福祉課
3. 民生委員・児童委員の協力	地域の民生委員・児童委員の方々に子育て支援に関する情報提供をしながら、連携して取り組んでいる。 主任児童委員の活動として、小学校訪問・乳幼児健康検査協力や、子育て支援センター、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス事業所等を訪問している。	A	健康福祉課
4. 教育・保育施設地域活動事業の推進	毎週水曜日に町内の保育施設を開放し、保育園の雰囲気を経験したり、行事に参加してもらうなど、子育て家庭を支援している。	A	健康福祉課

個別目標2 子育て支援のネットワークづくり

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
1. 青少年育成町民会議の充実	青少年を取り巻く環境や課題等に関する研修会を開催した。今後は、各団体の実施状況や課題等について話し合うなど団体間の情報共有も図っていく。	B	教育委員会
2. 要保護児童対策地域協議会の充実【再掲】	要対協の研修の充実を図り、組織機能の周知を行い、円滑に対応できるように努めている。ポスターやリーフレットを配布し、虐待対応への周知を行っている。	A	健康福祉課
3. 白鷹町PTA連絡協議会活動の促進	親と教師が連携して児童生徒の成長を支援できるよう、白鷹町PTA連絡協議会へ補助金を交付し、研修等を実施している。	A	教育委員会
4. 地域の子育て仲間が集う場の育成	子育て支援センターにおいて、各行事や講座を通じての集いや交流の場をつくっている。	A	健康福祉課
5. 行政間の連携の強化	子育て世代包括支援センターを基に各機関への情報の共有等を行い、行政間の連携を図っている。	A	健康福祉課

個別目標 3 児童の健全育成

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
1. ジュニアリーダーの育成	置賜地区で年1回ジュニアリーダー研修会を開催しており、単位団に募集し、申込みがあった数名が参加している。町独自の研修会は実施していない。	A	教育委員会
2. 放課後子ども教室の充実	蚕桑小学校区、荒砥小学校区の3地区のコミュニティセンターにおいて、放課後子ども教室を開催。休日を利用し、料理、ワークショップ、野菜作り、伝統行事体験など、地域の指導者から学ぶことで多様な活動ができています。	A	教育委員会
3. コミュニティセンター等との連携	各種研修やイベント等の案内を配布することが主となっている。	C	教育委員会
4. スポーツ少年団の育成	スポーツ少年団本部及び母集団・指導者の研修会を設けるとともに、少年団への加入促進を進めている。	A	教育委員会
5. 子ども会活動の育成	単位子ども会の活動のサポートとして、子ども会保険への加入等支援している。	A	教育委員会
6. 総合型地域スポーツクラブの充実・支援	総合型地域スポーツクラブとしてニーズに応じた教室等を運営している。運営体制や自主財源確保など課題もあり、見直しも図っていく。	A	教育委員会
7. 子ども同士の交流の活発化	幅広い年齢の子どもたちが一堂に会することは難しいこともあり、実態に即した実施方法等について見直しを図っていく。	C	教育委員会

施策目標 7 次代の親の育成

個別目標 1 次代の親としての家庭観の醸成

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
1. 乳幼児とのふれあい学習の推進	中高生を対象にしたふれあい体験を実施している。	A	教育委員会 健康福祉課
2. 命の大切さを学ぶ「いのちの教育」の充実	学校と連携し、保健師がいのちの学習を小中学生に対して行っている。	A	健康福祉課 教育委員会
3. 男女共同参画の啓発促進	児童生徒に各教科・道徳を通じた指導を実施し、共に支えあう男女共同参画社会に向けた学習に取り組んでいる。	A	教育委員会
4. 子育ての楽しさを伝える広報活動の推進	子育て・食育情報誌「ほんわか通信」や「にこぼーとだより」を発行し、保護者に配布すると共に、保育施設や図書館、あゆむにも設置し多くの方に情報提供を行っている。	A	健康福祉課 教育委員会 農林課

個別目標2 出会い・結婚につながる支援の充実

主な取組み	実績および評価理由	評価	担当課
1. 婚活サポート委員活動の活性化	成婚数は伸び悩んでいるが、新規事業の開始や他市町との交流等、積極的に活動をしている。	A	健康福祉課
2. 出会いの場の創出	婚活サポート委員会主催の婚活イベントを継続実施すると共に、平成30年度からは新規事業として、独身男女が気軽に出会える場の創出を目的とし、町内飲食店と協力して開催する「おいしい近場で「はじめまして」事業」を実施している。	A	健康福祉課
3. 広域的な連携の強化	南陽市、長井市との二市一町の連携によるイベントの実施に加え、近隣市町である朝日町、上山市との定期的な情報交換を行うことができた。また、県の「やまがた縁結びたい」との連携も継続して行っている。	A	健康福祉課
4. ふるさと賑わい支援	白鷹の良さの再発見や出会い・結婚につながる同窓会開催事業に対し、一人2,000円の支援を行ってきた。平成27年度～平成30年度では6団体に支援を行っている。	A	企画政策課

個別目標3 若者が活躍できる環境づくり

事業名	実績および評価理由	評価	担当課
1. 若者の就労支援	商工会に委託している人材確保事業により、荒砥高校を対象に町内企業の合同説明会を実施している。さらに、若者を題材に町報へ企業情報を掲載している。	A	商工観光課
2. 若者の職場づくり	企業立地推進事業により企業の新設・増設などに支援し、企業力の向上と雇用の促進を図っている。平成29年度に創業支援事業計画を策定し、新たな創業者の開拓・支援を行っている。	A	商工観光課
3. 各種能力開発の支援	中小企業技術者養成事業を実施し、高度な技術の習得により差別化を図っている。毎年複数名の合格者を出している。	A	商工観光課
4. 新規就農者への支援	国の制度も活用しながら、新規に就農する若者支援に努めているが、町の計画に定める目標人数は達成できていない。	A	農林課
5. 町外からの新規就農者への支援	町内での就農定着に向けて、家賃の一部助成に加え住宅の取得、施設、機械等の導入支援事業の制度拡充を図りながら取り組んでいる。	A	農林課
6. 若者が集まって活動できる場づくり	成人祭を実行委員会方式で実施している。	A	教育委員会

ニーズ調査結果の概要

5 ニーズ調査の結果について

1 調査の目的

本町では「子ども・子育て支援法」に基づき、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、平成27年3月に「白鷹町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援事業に取り組んでいます。本計画が平成27年度から令和元年度までの5か年計画であることから、令和2年度を始期とする第2期計画を策定します。

第2期計画策定にあたり、必要な情報を得るため、子育て家庭ニーズの動向分析等を行い、町の現状と今後の子ども・子育て支援における課題を整理することを目的としたアンケート形式によるニーズ調査を実施しました。

2 調査の対象

調査票は調査対象者別に作成しており、調査件数および調査期間・方法は以下のとおりです。

①調査票「子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童用）」	
調査対象者	平成30年11月1日現在、白鷹町に在住の就学前児童を持つ保護者（悉皆調査）
調査票配布数	541人
調査期間	平成30年12月10日～平成30年12月19日
調査方法	認可保育所・認定こども園等を利用している就園児の保護者には、施設を通して調査票を配布・回収しました。また、未就園児の保護者には、郵送により調査票を配布・回収しました。
②調査票「子ども・子育て支援に関するニーズ調査（小学生用）」	
調査対象者	平成30年11月1日現在、白鷹町に在住の小学生(1～3年生)を持つ保護者（悉皆調査）
調査票配布数	304人
調査期間	平成30年12月13日～平成30年12月19日
調査方法	町内の小学校に通学している児童の保護者には、小学校を通して調査票を配布・回収しました。

3 調査票の配布と回収状況

調査によるそれぞれの配布・回収状況は、以下のとおりです。

調査対象者	配布数(人)	回収数(人)	回収率(%)
就学前児童の保護者	541	388	71.7
小学生の保護者	304	277	91.1

4 調査対象者の状況

(1) 年齢・学年の定義

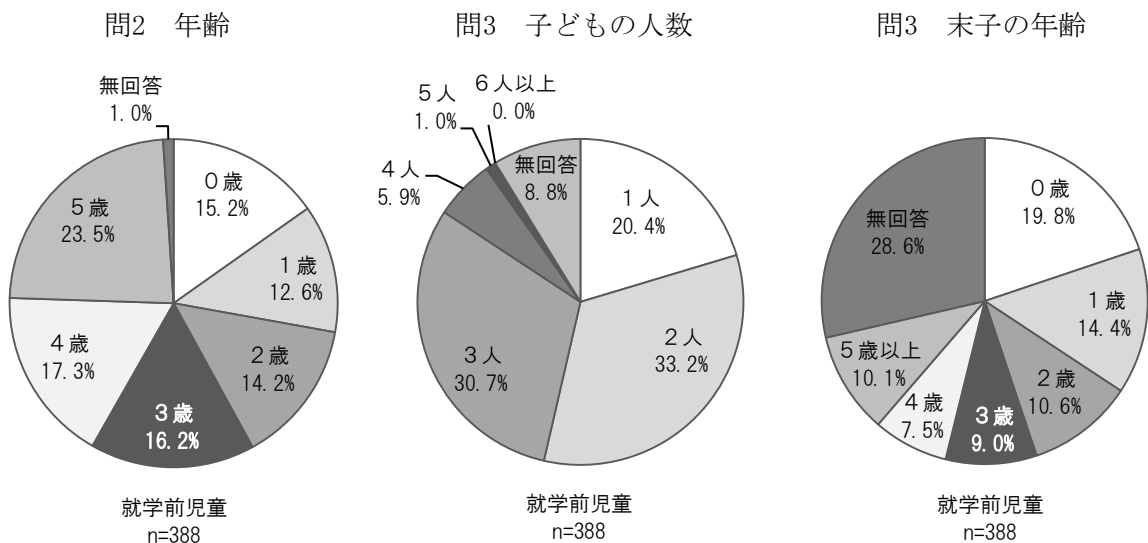
就学前児童・小学生の年齢定義は、アンケート調査において誕生日の年月を回答しているため、下表による年齢区分により集計を行いました。

年齢区分	該当する生年月	年齢区分	該当する生年月
0歳児	平成29年4月以降	6歳児	平成23年4月～平成24年3月
～	～	～	～
5歳児	平成24年4月～平成25年3月	8歳児	平成21年4月～平成22年3月

(注) 調査期間【平成30年度】における年齢定義

(2) 就学前児童の属性

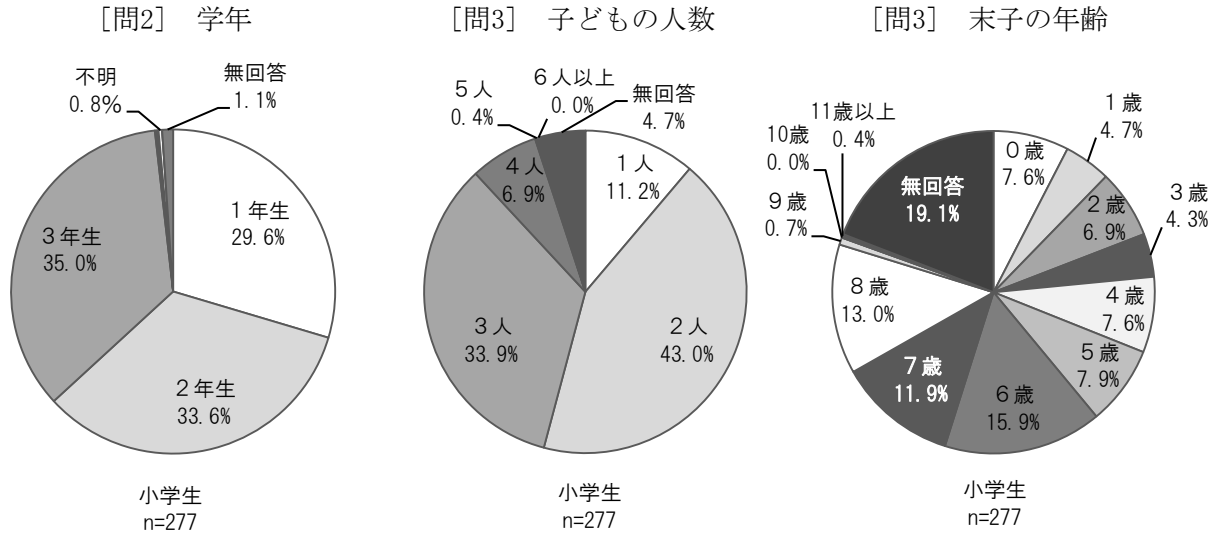
○回答された人の就学前児童388人の属性は、以下のとおりです。



ニーズ調査結果の概要

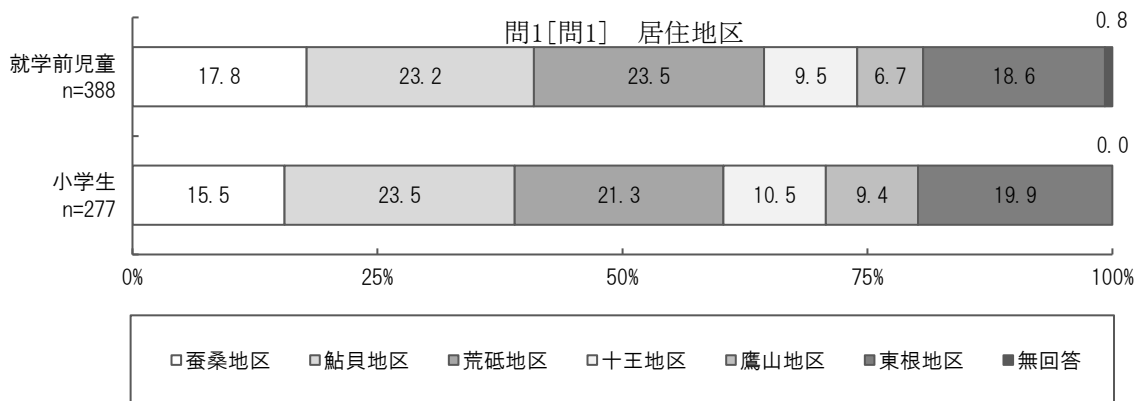
(3) 小学生の属性

○回答された277人の小学生の属性は、以下のとおりです。



(3) 居住地域の状況

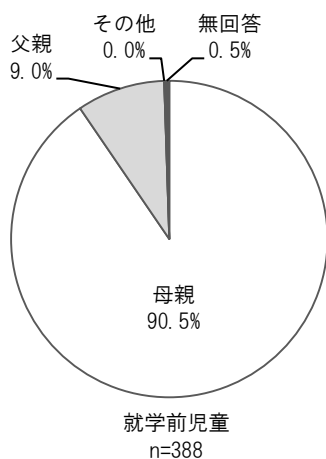
○調査対象者別の回答者の居住地区は、以下のとおりです。



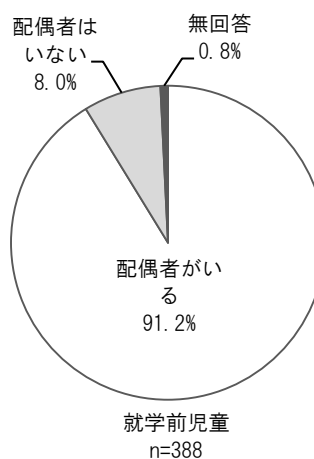
(4) 調査回答者の状況と配偶者の有無

○この調査の回答者は、以下のとおりです。

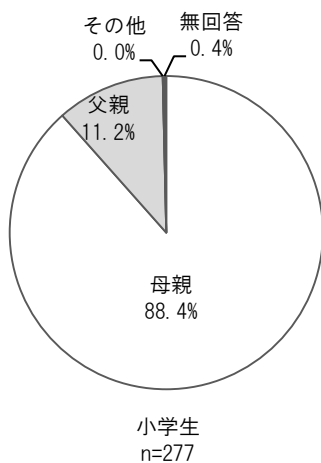
問4 調査回答者（就学前児童）



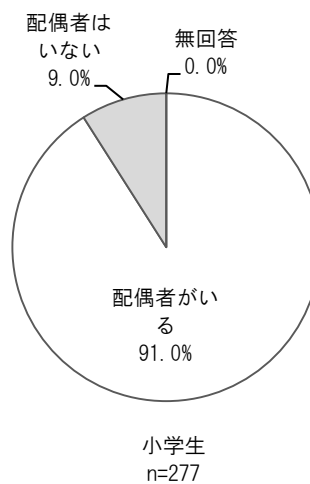
問5 配偶者の有無（就学前児童）



[問4] 調査回答者（小学生）



[問5] 配偶者の有無（小学生）

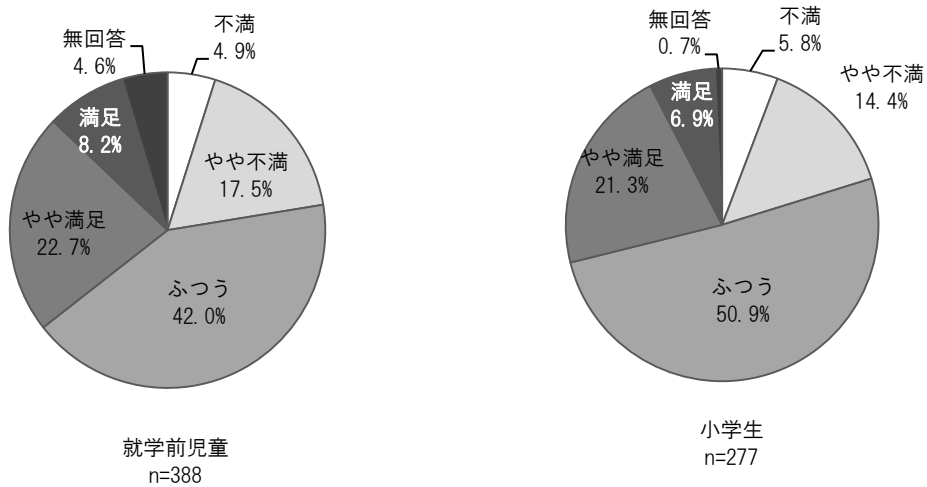


ニーズ調査結果の概要

5 調査結果からみた現状と課題

課題の抽出にあたっては、調査結果に加えてクロス集計等のデータを基に、より詳しい分析を行いました。

結果 1 子育ての環境や支援に対する保護者の満足度、就学前30.9%、小学生28.2%



○本町の子育て環境や支援に対する就学前児童保護者の満足度をみると、「やや満足＋満足」(30.9%)は「やや不満＋不満」(22.4%)に対して8.5ポイント上回り、保護者の評価が得られている状況です。

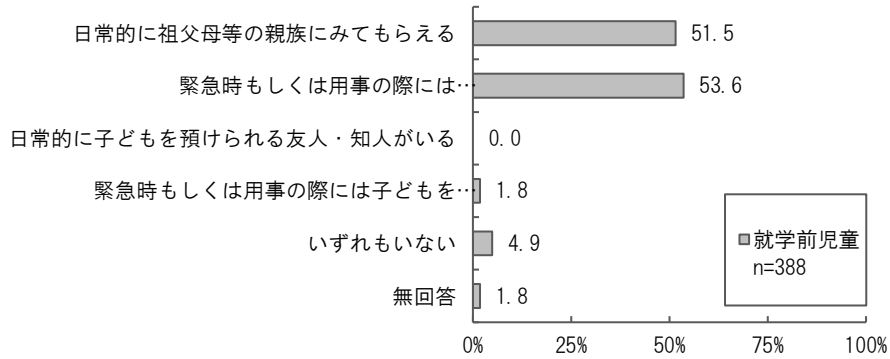
○一方、小学生保護者では、「やや満足＋満足」(28.2%)は「やや不満＋不満」(20.2%)に対して8.0ポイント上回りましたが、就学前より満足度の減少がみられます。



以上の結果から、本町の子育て環境や支援については、就学前から小学校へと継続する中、多様なニーズに応えられるよう、子育て中の保護者の視点に立った施策が必要となります。

ニーズ調査結果の概要

結果2 周囲の援助が得られない孤立した子育て中の保護者は4.9%

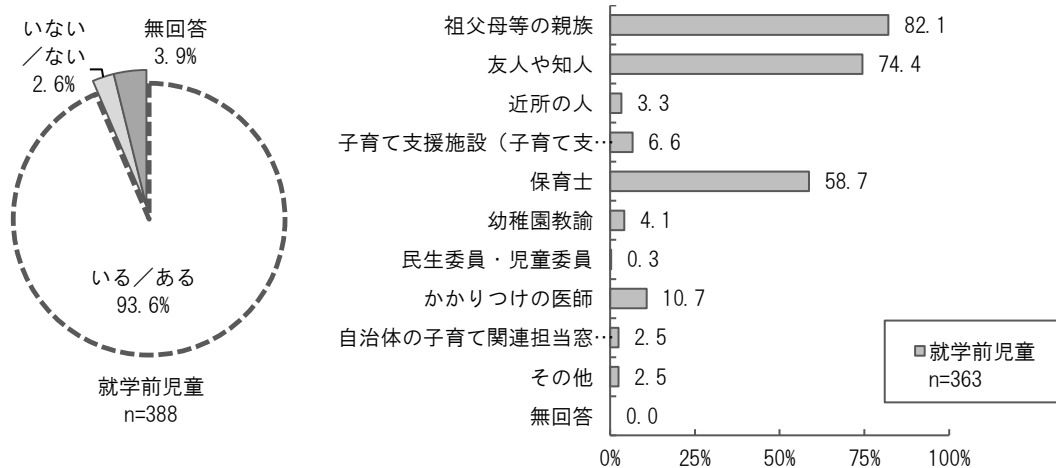


- 就学前児童の保護者の9割は子育てに関して周囲から協力を得られる状況です。保護者が祖父母等の親族や友人・知人にみてもらえるケースでも、そのうちの2割前後は「時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」と回答しています。
- 就学前児童の子育てに関する周囲の協力者の状況をみると、日常的及び緊急時等に親族・知人等の協力が得られない、孤立した子育て環境にいる保護者は4.9%となっています。また、協力者がいないと回答した母子家庭の保護者は1人で全回答者の0.3%に該当し、父子家庭は該当者がいませんでした。



以上の結果から、孤立した育児環境にある家庭に対しては、個々のニーズに対応した子育て支援の手を差し伸べるとともに、安心できる育児環境への取組が必要となります。

結果3 子育てする上で気軽に相談できる相手がない方は2.6%



ニーズ調査結果の概要

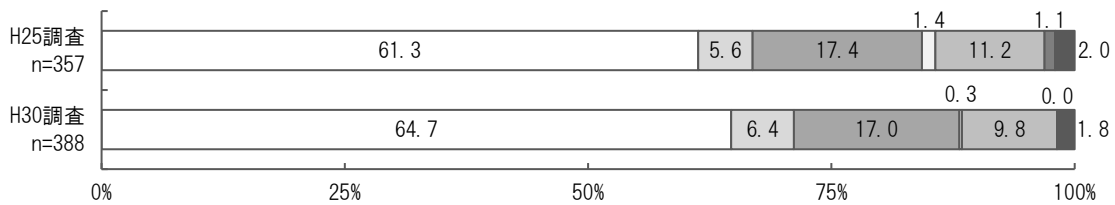
- 気軽に相談できる相手の有無をみると、相手が「いる／ある」が9割以上を占めるものの、その相手は「祖父母等の親族」(82.1%)、「友人や知人」(74.4%)が上位を占め、その多くは身近な人達となっています。
- 一方、公的機関が設置している相談窓口(相手)の状況をみると、「保育士」(58.7%)、「かかりつけの医師」(10.7%)は相談頻度が高く、「民生委員・児童委員」への相談頻度が低い状況です。
- 子育てに関する相談者の状況のうち、気軽に相談できる相手が「いない／ない」と回答した保護者は2.6%となっています。



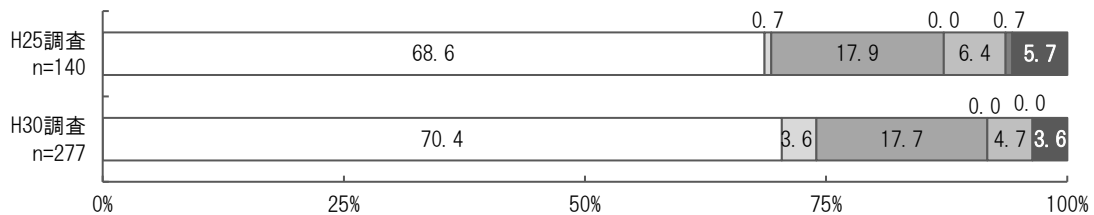
以上の結果から、民生委員・児童委員及び主任児童委員、教育・保育施設等と連携して、その活動の周知徹底・普及を図るとともに、子育て世代包括支援センター等の気軽に相談できる(相談しやすい)体制の整備や周知を図る必要があります。

結果4 母親の就労率(育休を含む)は就学前児童と小学生ともに約9割

就学前児童の母親



小学生の母親



- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- 無回答
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- これまで就労したことがない

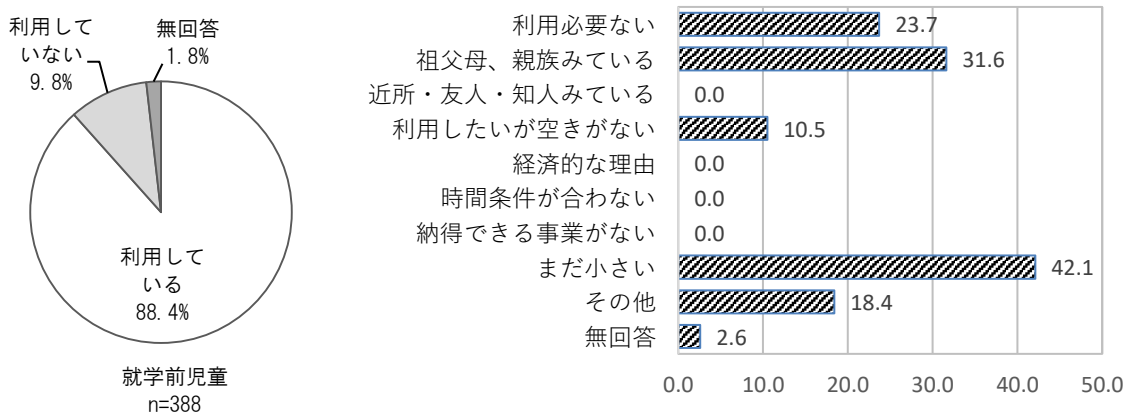
ニーズ調査結果の概要

- 母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」と「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在の就労割合は、就学前児童保護者（88.4%）、小学生保護者（91.7%）の状況です。
- 平成25年度の前回調査と比較すると、就労している母親の割合は就学前児童で2.7ポイント、小学生で4.5ポイント高くなっています。
- 母親の就労日数（1週当たり）をみると、就学前児童・小学生保護者ともに「5日」（77.6%・76.8%）が最も多く、次いで「6日以上」（18.4%・16.5%）となっています。
- 母親の出勤時間をみると、就学前児童・小学生保護者ともに「7時台」（50.1%・47.2%）、「8時台」（33.5%・34.3%）が多く、帰宅時間では両者ともに「18～19時台」（53.9%・53.5%）、「16～17時台」（31.2%・28.7%）が多くなっています。



以上の結果から、定期的な教育・保育事業の利用は平日の早朝から預けられる事業運営や、土曜日にも預けられる運営体制が求められています。

結果5 定期的な教育・保育事業を利用している家庭は約9割



- 平日の定期的な教育・保育事業を「利用している」保護者は88.4%、利用していない保護者は9.8%となっています。
- 利用していない理由としては、「子どもがまだ小さいため（何歳くらいになったら利用しようと考えている）」（42.1%）が最も多く、そのうち利用を希望する子どもの年齢として9割以上の保護者が「1～3歳」までには預けることを希望しています。また、「子どもの祖父母や親戚の人がみている」（31.6%）、「利用する必要がない」（23.7%）となっています。



以上の結果から、現在の未利用者が利用できるような条件等の再確認や待機児童対策などを検討し、教育・保育事業の利用につなげることが必要です。また、令和元年年10月より幼児教育・保育の無償化が実施されており、利用増加を見込んだ教育・保育事業量の確保が必要となります。

ニーズ調査結果の概要

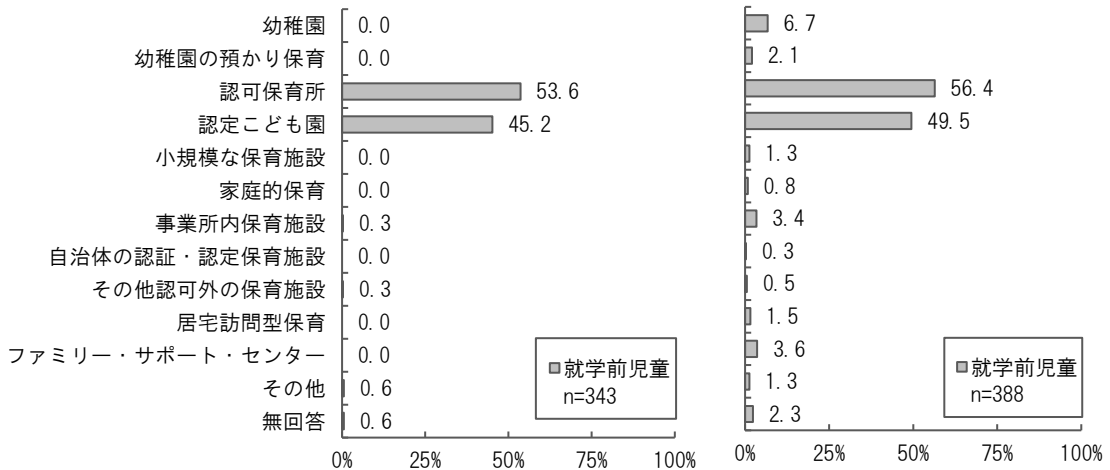
結果6 平日の定期的な教育保育事業で「認可保育所」を希望する保護者は6割弱

- 平日の定期的な教育・保育事業を利用している保護者のうち、「認可保育所」の利用は53.6%、「認定こども園」は45.2%で、2事業に集中しています。
- 保護者が希望する事業は、「認定こども園」で4.3ポイント、「保育所」で2.8ポイント増加し、現在は利用のない「幼稚園」で6.7ポイント、「幼稚園の預かり保育」で2.1ポイント微増し、今後のニーズが高くなっています。
- 利用理由としては、「子育てをしている方が現在就労している」(88.6%)が最も多く、次いで「子どもの教育や発達のため」(54.5%)となっています。

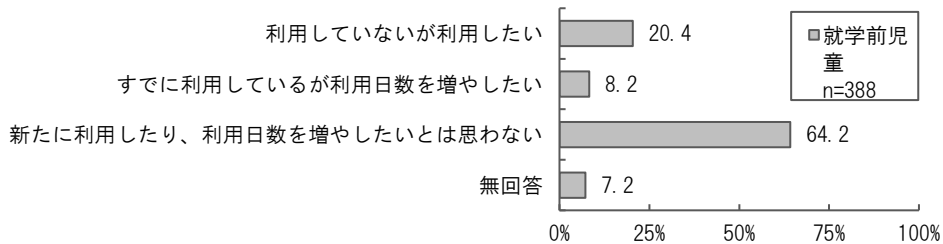


以上の結果から、利用者ニーズに対応できるよう、「認可保育所」「認定こども園」に関する事業の質的向上や今後の見込量の精査が必要となります。

利用状況 利用希望



結果7 地域子育て支援事業の利用希望者は2割と少ない



ニーズ調査結果の概要

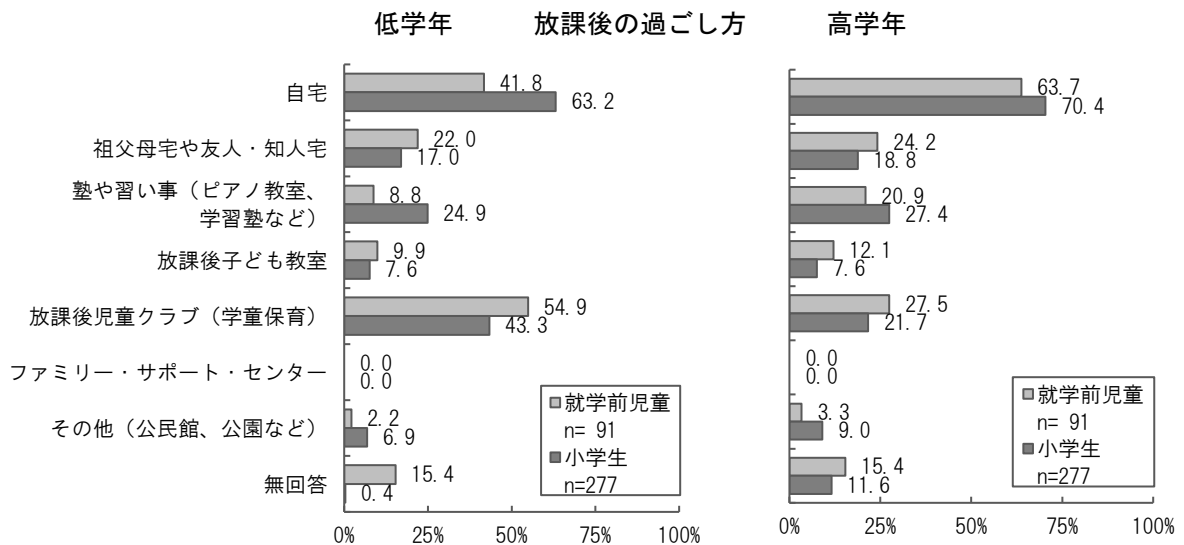
- 地域の子育て支援拠点事業の利用状況をみると、78.1%の保護者が「利用していない」状況です。
- 地域の子育て支援拠点事業の今後の利用意向をみると、2割の保護者が「利用していないが利用したい」と考えており、1ヶ月当たり「1回」(49.4%)、「2回」(24.1%)、4回(7.6%)の順に利用したいと回答しています。



以上の結果から、地域の子育て支援拠点事業の利用者を増やすためには、利用者の視点に立って事業内容や運営内容を再検討するとともに、保護者には利用勧奨の取組が必要となります。

結果8 放課後児童クラブ[※]（小学校低学年時）の希望や利用は、就学前54.9%小学生43.3%

- 放課後の過ごし方について、「放課後児童クラブ」に関する保護者の利用希望をみると、小学校低学年の時期は就学前児童で54.9%、小学生で43.3%となっています。また、「放課後子ども教室」は就学前児童で9.9%、小学生で7.6%の利用希望の状況です。



- 一方、小学校高学年の時期では、就学前児童で「放課後児童クラブ」(27.5%)、「放課後子ども教室」(12.1%)の利用希望が低学年時期より減少した一方で、「自宅」「塾や習い事」が増加しています。



以上の結果から、子どもの放課後の安全な過ごし方に対しては、放課後児童クラブは一定の役割を担っています。子どもを一時的に預かるだけでなく、子どもの成長に繋がる事業内容を充実するなど、小学生のニーズに即した事業運営が求められます。

ニーズ調査結果の概要

結果9 育児休業を取得または取得中の母親は76%、父親は2%

- 就学前児童保護者の「育児休業給付」(77.1%)、「保険料免除」(45.6%)という認知状況下において、育児休業を取得または取得中の母親は56.7%、父親は1.8%となっています。
- お子さんが生まれた時に「働いていなかった」と回答した方を除いた就労者のうち、育児休業を取得または取得中の母親は、今回調査(母親75.9%・父親1.8%)は前回調査(母親66.0%・父親0.3%)に比べて母親は9.9ポイント増加し、父親は1.5ポイントの微増に留まっています。
- 母親の休業取得期間では「10～12ヶ月」(35.1%)、「4～6ヶ月」(21.6%)、「7～9ヶ月」(16.0%)、「1～3ヶ月」(15.5%)の順、父親は半数が無回答ですが、「1～3ヶ月」「4～6ヶ月」「10～12ヶ月」(各16.7%)となり、父親の取得期間は母親に比べて短い状況です。
- 休業取得後の職場復帰した母親は88.2%、父親は無回答を除いて全員が復帰しています。職場復帰した母親のうち、年度初めの入所に合わせたタイミングでの復帰は34.5%でした。一方、育児休暇中に離職した母親は2.3%、父親の離職はありませんでした。
- 職場復帰時に「短時間勤務制度」を利用した母親は26.8%、父親は1人で16.7%となっています。利用しない方の理由として、「職場に取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」「給与が減額される」を上位にあげています。



以上の結果から、母親の育児休業の取得割合は高くなっているものの、父親の取得割合は微増に留まっているため、父親の育児休業を取得しやすい環境づくりを進める必要があります。

ニーズ調査結果の概要

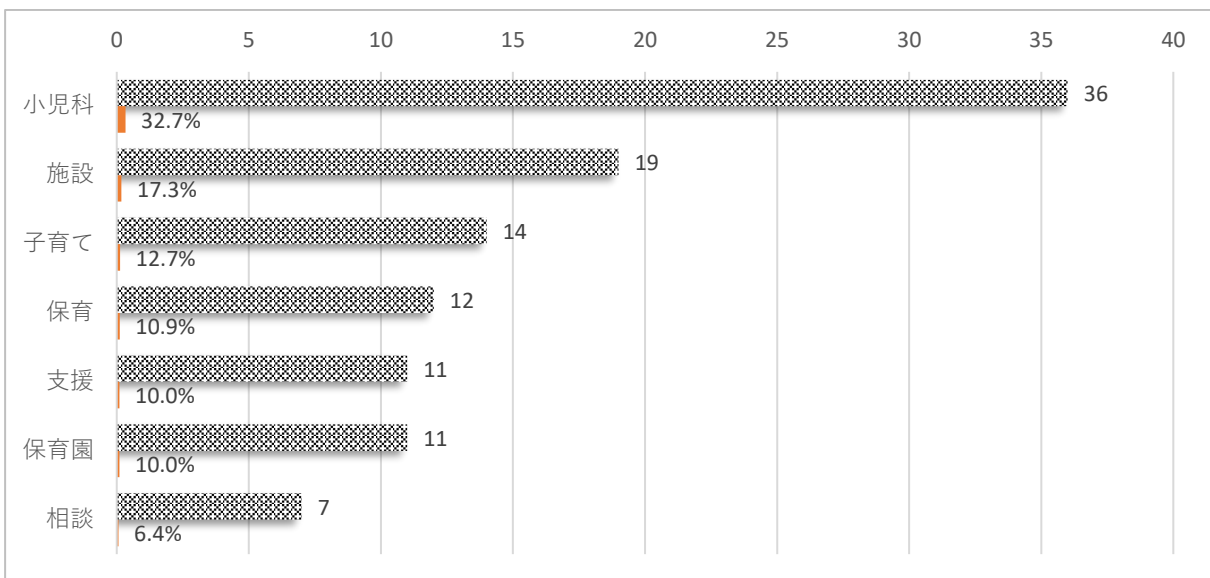
結果10-1 教育・保育環境の充実についての自由意見（就学前）

教育・保育環境の充実など子育て環境や支援に関する自由意見の中から、出現数が多い言葉を抽出し、意見等を分類したところ下記のとおりになりました。

また、自由意見の抜粋・要約は下記のとおりです。

■抽出語による意見等の分類

抽出語	小児科	施設	子育て	保育	支援	保育園	相談
件数	36	19	14	12	11	11	7



■就学前児童の保護者の自由意見（抜粋・要約）

抽出語	件数	主な自由意見（抜粋・要約）
小児科	36	白鷹町にも <u>小児科</u> を。
		町内に <u>小児科</u> がほしい。
		<u>小児科</u> や皮フ科など子どもが安心していける病院を。
		<u>小児科</u> の先生がいてくれると安心。
施設	19	産科、 <u>小児科</u> 、助産所が町内にないのが少し不便。
		夜間（22時くらいまで）預かってもらえる <u>施設</u> がほしい。休日、祝日も預けられる <u>施設</u> もほしい。
		無料で子どもや大人がおもいっきり遊んだり学んだりできる <u>施設</u> が置賜地区にもあればいい。
		子どもが利用できる <u>施設</u> があまりない。
		白鷹にも小学生くらいが体を動かせる室内 <u>施設</u> や、土日の行事を。
		病児保育の <u>施設</u> があると便利。

ニーズ調査結果の概要

抽出語	件数	主な自由意見（抜粋・要約）
子育て	14	祖父母に対する <u>子育て</u> （孫育て）の現状が分かる講演会。
		土、日に小学生も一緒に入れるあそび場があったらいい。
		祖父母、曾祖父母用の講習会や回覧板等での呼びかけを行ってほしい。昔ながらの子育て論は誤っていることを理解していない。
		誰かの生活、仕事に支障をきたすことが無く <u>子育て</u> して行ける環境を望む。
保育	12	土曜 <u>保育</u> 利用の際も給食を実施してほしい。
		“子どもを育てやすい”環境をつくるなら働き方、働かざるを得ない家庭のニーズに合わせた <u>保育</u> サービスのシステム作りを。
		土曜、祝日も通常 <u>保育</u> のように見てもらえるようにしなければ、今の働き方、労働環境とは歩み寄れないと感じる。
		白鷹町で病児 <u>保育</u> をしていただき、日額を安くしていただけると助かる。
		長井や川西のように病児 <u>保育</u> をしていただきたい。
支援	11	1年のうちに退職、出産、就職があり、経済的にもとても大変だった。もう少し <u>支援</u> があればよかった。
		他の市町村に比べ、 <u>支援</u> の体制が整っていると思うが、1人目が就学すると2人目は全額保育料がかかってしまう。
		家庭教育の <u>支援</u> を。
		予防接種（インフルエンザや他の予防接種）にも <u>支援</u> していただけたらありがたい。
		どのような <u>支援</u> があるのか全てを理解していない。
保育園	11	<u>保育園</u> が少ない。子どもを増やしたいのであれば、まずは <u>保育園</u> を増やすべき。
		<u>保育園</u> 、一時預かり保育について、事前に書類をもらいに園へ行ったり、電話で気軽に予約できないのが不便。
		2人目の時、育休が取れず本当に大変。職場で出産が重なり、 <u>保育園</u> も決まっていのに早く出て来る様に言われた。
相談	7	発達障害（軽度）等の相談する日、時間を増やしてほしい。例えば、就労時間後（17時以降）の時間も相談できるようにしてほしい。
		福祉課に赤ちゃんの頃からの夜泣きやミルクのこと、たくさんのお話を相談させてもらい、ありがたかった。
		出産の際にお祝い金やおむつをいただいたのは助かりました。保健士さんも優しく、いろんなことを相談しやすい。
		園長先生や保健センターの方も親身になって相談に乗ってくださり、大変助かった。子育てしやすい環境に満足している。

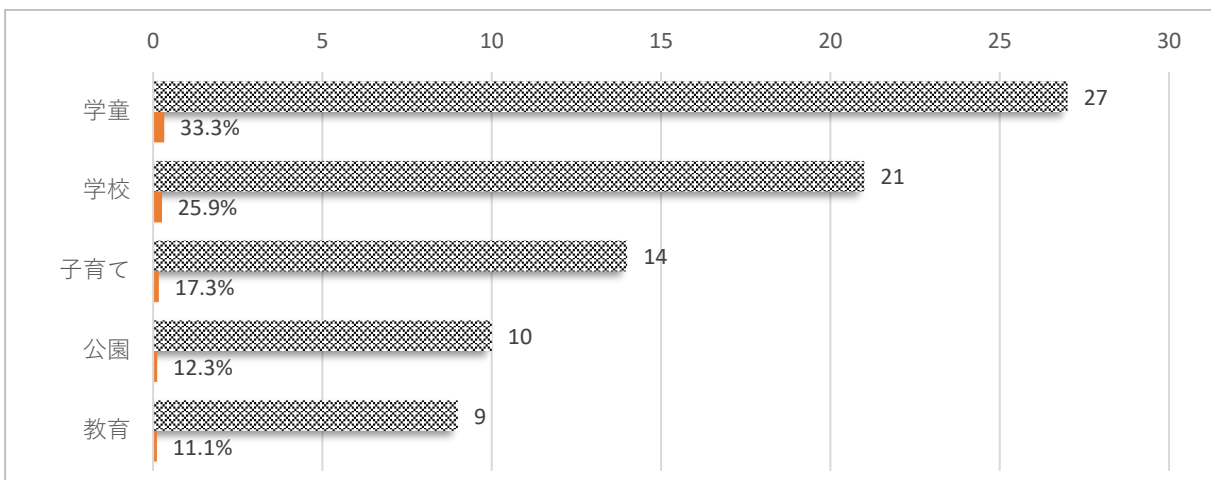
ニーズ調査結果の概要

結果10-2 教育・保育環境の充実についての自由意見（小学生）

教育・保育環境の充実など子育て環境や支援に関する自由意見の中から、出現数が多い言葉を抽出し、意見等を分類したところ下記のとおりになりました。
また、自由意見の抜粋・要約は下記のとおりです。

■抽出語による意見等の分類

抽出語	学童	学校	子育て	公園	教育
件数	27	21	14	10	9



■小学生の保護者の自由意見（抜粋・要約）

抽出語	件数	主な自由意見（抜粋・要約）
学童	27	学童を利用したい時もあるのに、料金が高い。土曜日を完全休みにするのではなく、半日でも（～13時くらい）開放を。
		学童保育料が高いので大変。
		今お世話になっている学童さんは、楽しい行事を考えて下さったり、勉強等も教えて下さったり助かる。
		仕事でおそくなる場合や用事がある時等、もう少しおそくまでみてもらえると助かる。第2土曜日も学童を。
		土曜学童が週に1回は少ない。ファミリーサポートに頼むとなると、1日（8h）仕事の間預けるとなると高額になる。
学校	21	学校が臨時休業の時や長期の休みの時の公民館でのイベントや利用する機会をもっとふやしてほしい。
		土曜、日曜等、小学生が自由に使える施設があればいい。
		小学校にクーラーの設置を希望。夏場は38℃とかになっている。
		自宅から学校までの距離があり登下校時が心配。民家も少ない。
		学校が休みの時の公民館事業（東陽塾）がとても良い。

ニーズ調査結果の概要

抽出語	件数	主な自由意見（抜粋・要約）
子育て	14	出産後に保健師の自宅訪問で健康や <u>子育て</u> について相談させていただき、良かった。その後の連絡やフォローも欲しかった。
		<u>子育て環境</u> については、医療費の無料化や、生まれた後の支援が充実している。不妊治療も気軽に通院できるようになればと思う。
		祖父母世代への <u>子育て</u> の知識の周知をはかってほしい。今の <u>子育て</u> は、昔とは違うという事を分かっていない祖父母が多いのでは。
		人口が少なくなっている現在にあり、地域の <u>子育て力</u> 、 <u>教育力</u> が <u>子育て</u> に働かないところも多いのでは。
		他の地域に比べると白鷹は <u>子育て支援</u> など手厚くとても助かる。これからも子ども達のために教育、保育環境の充実を。
公園	10	<u>遊具のある公園</u> が近くにないので、遊ぶ時、あまり楽しめないのでつくってほしい。
		スポーツ <u>公園</u> などを整備（壊れていたり、雑草が生えていたりする）したり、充実させて、外遊びを安心してできるところを。
		地域に <u>遊べる場</u> が少ないのでアスレチック等がある <u>公園</u> を。
		教育、保育環境はとてもよいと思うが、子ども達が <u>遊べる公園</u> 等あった方がよいと思う。
		学校が近いためか、 <u>公園</u> がない。小さい子もいるので、すべり台やたくさんの <u>遊具のある公園</u> がほしい。
教育	9	塾などの <u>教育</u> の場が少ないのであったらうれしい。
		全ての子ども達が何らかの理由により（障害等）に意図的に差別ととれる環境におかれる事のない様、お願いしたい。
		小学校もまずは様々な行事などを一緒に行ったりするなど連携を強め、いずれ小中一貫 <u>教育</u> を町の全体で進めてはどうか？
		充実した <u>子育て環境</u> の中で子ども達が学び、成長している。白鷹町はとても <u>子育てしやすい地域</u> で自慢だ。

第3章 計画の基本的な考え方

●この章の概略●



1 計画の基本理念

- ・第1期計画を踏襲し、次のとおりとします。

確かな次代（あした）を、地域みんなで
～ 白鷹っ子の笑顔かがやくまち ～

2 計画の施策目標

- ・第1期計画を踏襲し、次のとおりとします

- 1 子どもの「生きる力」の育成
- 2 母と子の健康づくりの推進
- 3 子育て家庭への支援の充実
- 4 仕事と家庭の両立の推進
- 5 子ども・子育てに配慮したまちづくり
- 6 地域における子育て支援の充実
- 7 次代の親の育成



3 子ども・子育て支援法に基づく取り組み

- ・教育・保育に関する量の見込みと確保について
 - ・地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込みと確保について
 - ・教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保について
- 以上、第2期計画に盛り込むべき項目について説明。

4 施策の体系図

- ・体系図参照



1 計画の基本理念

確かな次代（あした）を、地域みんなで
～ 白鷹っ子の笑顔かがやくまち ～

次代の白鷹町を担う子ども達は町の宝であり、子育ての第一義的責任は保護者であるという基本認識のもとに、家庭・地域・行政等の協働により、町をあげて豊かな心と主体的に生きる力をそなえた^{あした}次代の^{しらたかびと}白鷹人を育てることが必要です。

第1期白鷹町子ども・子育て支援事業計画の理念を引き継ぎながらさらに発展させ、白鷹町総合計画に掲げる目標に向かって、^{あした}「確かな次代を、地域みんなで～白鷹っ子の笑顔かがやくまち～」を基本理念とし、各種施策の推進を図ります。

2 計画の施策目標

社会経済情勢の変化や少子高齢化社会の進行、核家族化等に伴い子育て環境が変化している中、子どもと子育て家庭における様々な課題をもとに掲げる本町の子ども・子育て支援の施策目標は以下のとおりです。

施策目標1 子どもの「生きる力」の育成

子どもが自立した若者へと成長していくためには、確かな学力を身につけるとともに、人や自然と直接ふれあうことによって、心を豊かにし、心身をたくましく鍛えるなど、「生きる力」を養うことが重要です。

そのためにも、学校や教育・保育施設、家庭、地域が連携を強化し、子どもたちの教育環境の充実とともに、家庭、地域における教育の充実、子どもを取り巻く有害環境への対策など、子どもの「生きる力」の育成を図ります。

施策目標2 母と子の健康づくりの推進

社会情勢の変化や少子社会の進行に伴い、妊娠・出産、子育てを取り巻く状況は大きく変化してきています。夜型の生活習慣、食習慣の変化などにより幼少期に与える影響は大きいと考えられ、母子保健や小児医療などの多様なニーズに対する適切な対応が求められています。

妊娠から子育てに係る様々な過程の中で、母子の生命を守り、母子の健康の保持・増進を図るために、妊娠から出産、子育て期までの切れ目ない支援、子どもの健やかな成長・発達支援、近隣と連携した医療ネットワークづくりなど、母と子の健康づくりを推進し、子どもたちが心身ともに健康で成長できる環境づくりを進めます。

施策目標3 子育て家庭への支援の充実

家庭は、子育ての基本となる場であり、その役割は重要です。家族形態の変化や地域社会でのかかわりの希薄化、経済情勢の変化等により個々の家庭で抱えている問題も多様化し、子育てや教育に不安感や経済的負担等を感じている家庭に対する相談機能の充実や実情に応じた支援が求められています。

全ての子育て家庭で不安や悩みを抱えて孤立することがないように、また、困難を抱える子どもたちがその環境に左右されず、将来に向けて充実した生活が送れるように、家庭での養育・教育等を支援します。

施策目標4 仕事と家庭の両立の推進

子どもは、家族の愛情に満ちた関わりを通して心の安定を得るとともに、人に対する基本的な信頼感を養います。また、子育てを通して親も人間的に成長するといわれています。しかし、子育てを一人で背負って悩む親がいる一方で、忙しい職場環境の中で子どもに対して時間的・精神的に十分向き合うことができない親がいるなど、ゆとりがなく、精神的に追いつめられた子育てをしている人も少なくない状況です。

子どもと向き合い、子育てを楽しむゆとりのある家庭づくりのために、多様で内容の充実した保育サービスを提供するとともに、働き方や生活の見直しなど、仕事と家庭の両立を支援します。

施策目標5 子ども・子育てに配慮したまちづくり

子どもを安心して産み育てるには、安全面や利便性に配慮した住宅や公園、道路、建築物等の整備が必要です。また、自動車の普及や社会情勢の変化などにより、子どもを対象とした事故や犯罪の危険性が高まっている中で、交通安全や子どもたちの見守りなどが課題となっています。

安心して子育てができる環境づくりは、地域に住む全ての人が快適に暮らせるまちづくりでもあります。良質な住宅や居住環境づくりをはじめ、親子が安心して外出できる環境づくり、子どもたちの安全の確保など、子ども・子育てに配慮したまちづくりを進めます。

施策目標6 地域における子育て支援の充実

近年、核家族化の進行や都市化にともなう地域コミュニティの希薄化など、地域における子育て環境が大きく変化しており、家庭保育の中心となっている母親に育児負担が集中し、家庭のみでは子育てを負いきれない部分が出てきています。また、少子社会の進行や、社会環境の変化により、子ども同士で自由に遊べる機会や場所が減ってきています。

子育て家庭が安心して楽しく子育てできるよう、地域における子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育て支援ネットワークづくりや児童の健全育成の推進を図り、地域全体で子育てを支援していきます。

施策目標7 次代の親の育成

社会や地域を持続的に維持発展させるためにも、次代の親の育成は不可欠です。

青少年の段階から結婚や家庭を持つことを学び考える機会を提供し、若者が結婚を前向きに捉えられるよう意識啓発を進めるとともに、出会い・結婚につながる取り組みや、若者が定住し活躍できる環境づくりを推進することにより、次代の親を育成していきます。

3 子ども・子育て支援法に基づく取組み

子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により、市町村は、「基本指針」に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画（市町村子ども・子育て支援事業計画）を定めるものとされています。

また、同条第2項において、計画に掲載すべき事項が定められており、その内容は以下のとおりです。

（1）教育・保育に関する量の見込みと確保について

教育・保育における教育・保育提供区域を設定し、計画期間の5か年度それぞれの教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）の「利用見込み数（必要利用定員総数）」と、地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型事業）の「利用見込み数」に対し、その見込み数に見合う教育・保育施設の定員を確保していくための確保方策を定めます。

（2）地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込みと確保について

教育・保育と同様に、提供区域内の地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込みと確保方策を定めます。地域子ども・子育て支援事業とは、以下の13の事業です。

①利用者支援事業	⑧養育支援訪問事業、要支援児童・要保護児童等の支援に資する事業
②延長保育事業	⑨地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)
③実費徴収に係る補足給付を行う事業	⑩一時預かり事業
④多様な事業主の参入を促進する事業	⑪病児保育事業（病児・病後児保育）
⑤放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	⑫子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)
⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）	⑬妊婦健診
⑦乳児家庭全戸訪問事業	

(3) 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保について

教育・保育の一体的提供として認定こども園の普及に係る基本的な考え方などを定めます。

なお、利用見込み数や確保する定員は、施設・事業の区分ごとに算出することとなります。特に保育所等を利用する場合は、利用できる条件に該当していることが必要となります。その区分は、「支給認定区分」といい、以下のとおりとなります。

認定区分	対象者	給付の内容	対象施設・事業
1号認定	満3歳以上の教育を希望する (保育の必要性がない) 就学前の子ども	教育標準時間 ^{※1}	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育を必要とする就学前の子ども	保育標準時間 ^{※2} 保育短時間 ^{※3}	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育を必要とする就学前の子ども	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園 小規模保育事業など

※1 教育標準時間…1日4時間程度の教育時間

※2 保育標準時間…両親ともフルタイムで就労する場合又はそれに近い場合を想定した利用時間（1日最大11時間）

※3 保育短時間……両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合を想定した利用時間（1日最大8時間）

(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について

令和元年10月から実施の幼児教育・保育の無償化に伴い、主に認可外保育施設や認定こども園の一時預かり等の利用者を対象として、利用料に対する給付が新設されました。この給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、公正かつ適正な給付を行います。

4 施策の体系図



第4章 施策の展開

●この章の概略●

1 子どもの「生きる力」の育成

- ①教育環境の充実
- ②家庭や地域による教育の充実
- ③子どもを取り巻く有害環境対策の推進

2 母と子の健康づくりの推進

- ①乳幼児や母親の健康の確保
- ②食育の推進
- ③思春期の保健対策の充実
- ④小児医療の充実



3 子育て家庭への支援の充実

- ①相談機能、情報提供、学習機会の充実
- ②子育て家庭の経済的負担の軽減
- ③ひとり親家庭などの自立支援の推進
- ④障がい児施策の充実
- ⑤児童虐待防止対策の充実



4 仕事と家庭の両立の推進

- ①両立を支援する保育サービスの充実
- ②両立のための働き方・生活の見直し



5 子ども・子育てに配慮したまちづくり

- ①良質な住宅・居住環境の整備
- ②安心して外出できる環境の整備
- ③子どもの安全の確保

6 地域における子育て支援の充実

- ①地域における子育て支援サービスの充実
- ②子育て支援のネットワークづくり
- ③児童の健全育成

7 次代の親の育成

- ①次代の親としての家庭観の醸成
- ②出会い・結婚につながる支援の充実
- ③若者が活躍できる環境づくり

施策目標 1 子どもの「生きる力」の育成

個別目標 1 教育環境の充実

幼児教育では、教育・保育施設等において、個々の興味や関心を大事にしながら幼児期の体験を重ね、「思いやりの心」と「意欲的に生きる力」を持った子どもの育成に努めます。

学校教育では、子どもたちが新しい時代を生きていくための実践的な力となる「確かな学力、豊かな心、健やかな体」を育むために、家庭・学校・地域との連携を図り、開かれた学校、安全安心で信頼される「心かよう郷土の学校づくり」を進めます。また、コミュニケーションを軸にした「学び合う」授業をつくり、思考力、判断力、表現力の育成を高めるために、授業の質の向上を図ります。さらに、生まれ育った地域を愛する心を育てる郷土愛醸成の取組を推進します。

幼児期から高校教育まで連携を深めるとともに、荒砥高校の存続に向けた支援を行います。

	主な取組み	内容	担当課
1	就学前教育の推進	教育・保育施設における年間計画の充実・交流を推進するとともに、小中学校との連携を図ります。	健康福祉課
2	確かな学力の定着	教員の指導力向上に向けた取組を推進し、子どもにおいては白鷹スタンダード(※)の着実な実践を図り、基礎学力等の向上を目指します。 (※)小中学校および教育・保育施設、高等学校が連携を深めながら町の子どもを育てるという視点で定めた、各年代の子どもたちが目指す「学びや生活の基本的な習慣」を定めたもの。	教育委員会
3	社会の変化に対応できる教育の推進	英語4技能の定着に向けた検定やサマーキャンプなどを実施します。情報教育においては、パソコン教室の端末のタブレット化を推進します。	教育委員会
4	特色ある教育活動の推進	キャリア教育、総合的な学習、福祉教育など、地域や学校の特色を生かした豊かな体験を重視した教育を推進します。	教育委員会
5	不登校・不適応児童生徒への対応	教育相談定例会やいじめ問題対策連絡協議会で情報共有を図ると共に対処策や支援内容等を検討しながら、問題の改善に向けた取組を推進します。	教育委員会
6	学校と地域の連携の強化	地域や保護者に開かれた学校の促進、学校評議員制度の充実など、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを育成します。	教育委員会

	主な取組み	内容	担当課
7	地域学校協働本部事業の推進	学校に地域学校協働活動推進員を配置し、地域が関わる事業を担当することにより、教員が子どもと向き合う時間を増やします。	教育委員会
8	体力づくりの推進	学校において、各種運動大会に積極的な参加を促すとともに、体力づくり運動を実践し、児童生徒の体力・運動能力の向上に努めます。	教育委員会
9	荒砥高校の総合的な支援	単独校としての存続に向け入学生の確保や地域性豊かで特色ある学校運営を推進するため引き続き総合的に支援します。	教育委員会 企画政策課

個別目標2 家庭や地域による教育の充実

子どもたちの「生きる力」を養うためには、家庭や地域の役割は非常に大きなものがあります。学校や教育・保育施設、家庭、地域がそれぞれの役割・責任を自覚したうえで、互いに連携し、協力し、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体による教育の充実を目指します。

	主な取組み	内容	担当課
1	家庭におけるお手伝いの推進	白鷹スタンダードにおいて、家族の一員としての自主性や責任感などを養うため、積極的に家庭でのお手伝いの普及推進に努めます。	教育委員会
2	ボランティア意識の普及啓発	学校教育の一環として、児童、生徒の社会福祉への理解と関心を深めるため、ボランティア活動の実践に努め、意識の高揚を促します。	教育委員会
3	P T A活動の推進	保護者と教員の連携とともに、保護者の教育に対する意識の高揚を図るためにも、P T A活動の活性化、推進を図ります。	教育委員会
4	地域行事への参加促進	子ども達が地域の一員として、区や地域で行われるお祭りや各種行事に参画できるように、部活動や学校行事の日程調整等の配慮に努めます。	教育委員会
5	子どもの読書活動の推進	読書感想文コンクールの開催やお話しの会の開催、遊び広場での絵本読み聞かせ講座など、図書館や関係団体と連携しながら、本と触れ合う機会の創出に努めます。	教育委員会 健康福祉課

	主な取組み	内容	担当課
6	子どもたちの発表機会の創出	町の文化施設「あゆむ」を活用して、子どもたちの芸術・音楽等の活動の発表の機会を創出します。	教育委員会
7	家庭教育講座の推進	郷土料理講座の開催により親子のふれあいなどを通じて、家庭の教育力を高めます。	教育委員会
8	青少年のための講座開催の支援	青少年を対象とした魅力ある各種講座開催者を支援するなど、次世代を担う青少年の育成に努めます。	教育委員会
9	白鷹っ子養育事業の推進	出生を祝い、祝金を贈呈します。また、赤ちゃん訪問や健診時に絵本等を贈呈し、絵本を通して親子のふれあいの時間を持つことにより、すこやかな成長を支援します。	健康福祉課
10	教育・保育施設地域交流事業の推進	各地区ふれあいサロンへの参加や地域行事への参加など、園児が地域の方々とふれあい、成長できるよう、教育・保育施設で地域交流事業を推進します。	健康福祉課

個別目標3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

インターネットなどの情報網が急激に進展する中で、子どもたちを取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。いろいろな有害情報が子どもたちの身近に氾濫している状況の中で、子ども達への悪影響が懸念されています。関係機関と連携し、子どもたちを健全に育成できる環境づくりを進めます。

	主な取組み	内容	担当課
1	有害図書等の排除	青少年育成推進委員会による現場調査などにより、青少年に対する有害図書の陳列規制等への協力依頼、暴力や性を対象とする有害情報の不法広告の排除等に努めます。	教育委員会
2	巡回指導の推進	学校とPTAの連携により、児童生徒にとって有害な場所等を巡回し、夜間徘徊など少年非行の未然防止、早期発見に努めるとともに関係機関と連携した指導等の強化に努めます。	教育委員会
3	携帯電話・インターネット利用の注意啓発など	学校とPTAの連携により、出会い系サイトなどの被害から児童生徒を守るため、携帯電話やSNSに関する研修会等を開催し、携帯電話やインターネットの利用に係るマナーと安全指導を継続します。	教育委員会

施策目標2 母と子の健康づくりの推進

個別目標1 乳幼児や母親の健康の確保

町内に産科や小児科がなく、これらに対する要望が非常に多い中で、妊娠期から出産期、新生児期、乳幼児期を通して母子の健康が確保できるよう、妊婦に対する経済的な負担の軽減をはじめとして、乳幼児訪問や予防接種、各種健診等の充実に努めます。

	主な取組み	内容	担当課
1	母子健康手帳交付事業の推進	母子健康手帳交付の際に個別面接・相談を実施し、活用法や母子保健事業の紹介を行います。また、支援が必要な妊婦の把握に努めます。	健康福祉課
2	妊婦健康診査費用の負担軽減	妊婦健康診査等に係る費用の助成を行い、妊娠期の経済的負担の軽減を図ります。	健康福祉課
3	ニコニコマタニティライフ応援事業の推進	町内に産科施設がないため、町外の産科施設に安心して通院できるよう、妊婦の経済的負担の軽減を図ります。	健康福祉課
4	働く女性の母性保護の周知	働きながら安心して妊娠・出産が迎えられるよう母性健康管理制度の周知を図ります。	健康福祉課
5	子育て世代包括支援センター	母子保健コーディネーターが妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療・福祉の関係機関との連絡調整を行うものです。 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供していきます。 母子手帳アプリにより、乳幼児健診の案内や子育て情報を発信します。	健康福祉課
6	妊産婦健康相談の実施	子育て世代包括支援センターにおいて、医療機関などの関係機関と連携し、妊産婦への健康相談の充実に努めます。	健康福祉課
7	妊産婦禁煙の推進	妊産婦及び家族の喫煙状況を確認し、喫煙がもたらす胎児・母体への悪影響についての保健指導に努めます。	健康福祉課
8	不妊治療費助成事業の周知・活用	不妊治療（特定・一般）に関する助成についての周知を図り、活用を推進します。	健康福祉課

	主な取組み	内容	担当課
9	マタニティクラス (両親学級・祖父母学級)	定期的に開催し、妊産婦やご家族が妊娠・出産・育児についての正しい知識を習得し、不安の軽減や仲間づくりを支援します。また、妊産婦の相談支援、孤立感の解消について充実を図ります。	健康福祉課
10	こんにちは赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業)の推進	乳児のいる家庭をすべて訪問し、乳児の発育発達の確認や母親の心身状態、子育ての様子の確認を行うほか、子育てに関する相談や情報提供、保健指導を行います。	健康福祉課
11	乳幼児健康診査の実施	健康診査を実施し、発育発達の確認、異常の早期発見、子育て相談等を行います。	健康福祉課
12	幼児歯科健診の実施	歯科健診やフッ素塗布、ブラッシング指導を実施し、むし歯予防に向けた支援を行います。	健康福祉課
13	乳幼児相談の実施	子育て世代包括支援センターにおいて、健診後の事後フォローや健康相談等に応じ、不安軽減や問題解決に向けた支援を行います。	健康福祉課
14	予防接種の充実	予防接種に関する情報提供や正しい知識の普及・啓発を行い、接種率の維持に努めます。	健康福祉課
15	健康的な生活習慣の啓発	子育て支援センターや教育・保育施設と連携し、健康的な生活習慣・食習慣等について啓発することにより、父母、祖父母の共通認識を図ります。	健康福祉課
16	乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防	乳児健診において乳幼児突然死症候群発症の情報提供や啓発を行い、予防に努めます。	健康福祉課
17	事故防止対策の周知	乳幼児健診において、発達段階に合わせた事故防止についての情報提供や啓発を行い、子どもの安全確保を図ります。	健康福祉課
18	離乳食教室の実施	乳児のいる家庭を中心に離乳食の作り方、進め方、試食を実施し不安軽減を図ります。	健康福祉課
19	禁煙・分煙の啓発	受動喫煙が体に与える悪影響について、一層の知識の普及や情報提供に努め、家庭・地域・職場における禁煙・分煙を啓発します。	健康福祉課

個別目標 2 食育の推進

核家族化が進み、さらに就業構造の変化や女性の就業率も高い中で、大人も子どもも不規則な生活が多くなっています。このような中、子ども達の健康的な食生活を推進し、食の大切さに対する意識の高揚を図るため、学校や教育・保育施設、関係機関が連携して食育に取り組み、地産地消、郷土食などの料理の継承に努めます。

	主な取組み	内容	担当課
1	食育推進計画の推進	食育と地産地消の推進を一体的に図るべく、各家庭、各団体等を対象とした各種事業を展開し、推進します。	農林課
2	給食を通じた「食育」の推進	関係機関との連携を図り、給食における食育・地産地消の活動を支援するとともに、郷土料理を献立に加え、食文化の継承を含めた食育を推進します。	健康福祉課 教育委員会 農林課
3	健康づくり推進員活動による食育の推進	健康的な食生活を構築するため、子どもや親子の料理教室を開催し、正しい知識の普及や食育を推進します。	健康福祉課
4	栄養相談事業の推進	乳幼児健診や相談事業などのほか、教育・保育施設や子育て支援センターと連携して栄養相談を実施します。	健康福祉課

個別目標 3 思春期の保健対策の充実

思春期は子どもから大人になる転換期で、精神的に不安定になりがちです。喫煙や飲酒、薬物等に関する教育や思春期における健康問題についての相談事業の充実を図ります。また心の健康や性に関する正しい知識の普及など学校保健教育を推進します。

	主な取組み	内容	担当課
1	喫煙・飲酒・薬物等の防止教育の推進	学校において、喫煙・飲酒の防止や薬物の危険性等に関する学習など行い、予防・啓発を推進します。	教育委員会
2	心の健康や性の問題などの保健指導・学習の充実	家庭と連携しながら、生活リズムの改善を含めた適切な保健指導をはじめとして、性・エイズ教育などを推進します。	健康福祉課 教育委員会
3	こころの問題に対する相談体制の充実	教育相談員やスクールカウンセラーの活用、生活支援員の設置により、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援を行います。	教育委員会

個別目標 4 小児医療の充実

町内に小児科医が不在なため、小児科設置に対する要望は非常に多くありますが、全国的な医師不足の中で設置は非常に難しい状況にあります。小児医療に対する保護者の負担軽減のため、広域的な医療機関との連携や高校生までの医療費の無料化等を実施することで、子育て家庭を支援します。

	主な取組み	内容	担当課
1	小児医療や産科医療に関する現状の周知	小児科や産科医療機関に対する要望が大きい中で、医療についての現状や対応などについて、町報等を通じて周知します。	健康福祉課 町立病院
2	医療機関の連携と情報提供	町立病院の充実に努めるとともに、町内の開業医や広域的な医療機関との連携を強化します。また、近隣の専門医や救急対応医療機関の情報提供に努めます。	健康福祉課 町立病院
3	小児救急対処法の周知 (小児救急医療啓発事業)	急病時の相談窓口や各種相談窓口の情報提供を行い、乳幼児の保護者の不安軽減を図ります。	健康福祉課
4	子育て支援医療給付事業の周知・活用	子育て家庭の経済的負担を軽減するために、0歳から小学3年生までの医療費及び小学4年生から中学生までの入院時の医療費の支給事業について、周知・活用を図ります。	町民課
5	しらか元気っ子事業 (町単独医療給付事業)の周知・活用	子育て家庭の経済的負担を軽減するために、高校3年生相当年齢以下の医療費自己負担分を全額助成する医療費の無料化事業の周知・活用を図ります。	町民課
6	ひとり親家庭等医療費給付事業の周知・活用	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するために、医療費支給事業の周知・活用を図ります。	町民課
7	重度心身障がい(児)者医療給付事業の周知・活用	身体上または精神上著しい障がいを持つ方の経済的負担を軽減するために、医療費支給事業の周知・活用を図ります。	町民課

施策目標3 子育て家庭への支援の充実

個別目標1 相談機能、情報提供、学習機会の充実

3世代世帯や核家族で抱える悩み、少子化が進む地区での悩みなど子育てに関する相談や学習等の必要性が高まっています。子育て世代包括支援センターや子育て支援センターを中心に、個々の家庭状況や子どもの発達段階に応じた適切な相談・学習・情報提供体制を充実し、子どもや子育てについての不安や悩みの軽減・解消を図ります。

	主な取組み	内容	担当課
1	子育て相談機能の充実	子育て世代包括支援センターや子育て支援センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたる相談対応や情報提供、各種講座を開催するなど子育てに関する不安や悩みの解消に努めます。	健康福祉課
2	教育相談機能の充実	各学校や教育委員会、教育相談員などが連携して、いじめや不登校、進路、学校・家庭生活など各種相談に対応し、個々に応じた対応策を検討し指導支援を行います。	教育委員会
3	子育て情報の提供	町報や町ホームページ等を通じて、子育てに関する学習機会や子どもたちの体験活動などに関する各種情報を提供します。	健康福祉課 教育委員会
4	子育て情報コーナーの設置	健康福祉センターや子育て支援センター内に情報コーナーを設置したり、健診会場でチラシ等を配布するなど情報提供に努めます。	健康福祉課
5	子育て家庭の学習機会の充実	子育て支援センターやコミュニティセンター等と連携し、食育講座・ふれあい交流事業・育児相談等多様な学習の機会を実施し、育児の学習機会の充実を図ります。	健康福祉課
6	子育て支援事業の推進	健康的な生活習慣の形成や病気の予防に向けた各種事業を子育て支援センターや教育・保育施設と連携して進めます。	健康福祉課

個別目標2 子育て家庭の経済的負担の軽減

子どもを産み育てやすい環境づくりや経済的負担の軽減を図るために、児童手当の支給や医療費の助成、小中学校におけるスキー授業のリフト無償化、学校給食費への助成を継続して行います。国の幼児教育・保育無償化を進めるとともに、町独自の保育料・副食費助成を継続して行います。また、奨学金制度や子育て応援パスポート事業などの周知を図り、その活用を促進します。

	主な取組み	内容	担当課
1	児童手当の支給	次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から中学校修了までの児童を対象に児童手当を支給します。	健康福祉課
2	子育て支援医療給付事業の周知・活用【再掲】	0歳から小学3年生までの医療費及び小学4年生から中学生までの入院時の医療費の支給事業について、周知・活用を図ります。	町民課
3	しらか元気っ子事業（町単独医療給付事業）の周知・活用【再掲】	高校3年生相当年齢以下の医療費自己負担分を全額助成する医療費の無料化事業の周知・活用を図ります。	町民課
4	多子世帯子育て応援事業の実施	高校3年生相当年齢以下の子どもが3人以上いる家庭における第3子以降の子どもの保育料・副食費を無料にします。	健康福祉課
5	要保護・準要保護児童の援助	制度の周知を図り、経済的理由で就学困難と認められる児童生徒に対し、学用品費や給食費、修学旅行費、医療費等を支給します。	教育委員会
6	奨学金制度等の周知・活用	日本学生支援機構の奨学金等の就学を支援する制度の周知を図り、活用を促進します。	教育委員会
7	子育て応援パスポート事業の周知・活用	地域全体で子育てを見守る社会づくりを目指して、商店や企業等の協賛を得て県内で実施している子育て応援パスポート事業について、周知・活用を図ります。	健康福祉課
8	新入学児童へのランドセル贈呈	新入学児童に対し、町内で製造されたランドセルを贈呈します。	教育委員会

個別目標3 ひとり親家庭などの自立支援の推進

ひとり親家庭は経済的な面も含めて、子育て支援が必要となる場合が多い傾向にあります。また、在住外国人の子育て家庭では、言語や習慣問題などの課題が生じる可能性があります。これらの家庭の現状を把握するとともに、県などの関係機関と連携しながら、生活・就業等の総合的な支援に努めます。

	主な取組み	内容	担当課
1	児童扶養手当制度の周知・活用	18歳の年度末までの児童等を監護しているひとり親家庭に対する児童扶養手当制度について、周知・活用を図ります。	健康福祉課
2	ひとり親家庭等医療費給付事業の周知・活用【再掲】	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するために、医療費支給事業の周知・活用を図ります。	町民課

	主な取組み	内容	担当課
3	各種支援情報の周知・活用	ひとり親家庭として利用できる各種の相談窓口や制度の周知・活用を図ります。	健康福祉課
4	外国人保護者への相談・情報提供など	「医療通訳ボランティア」や各種相談窓口の活用、家庭訪問などにより外国人保護者の子育てを支援します。	健康福祉課
5	帰国子女に対する支援	小中学校において、外国からの帰国子女に対する日本語指導講師を設置し、学習を支援します。	教育委員会

個別目標4 障がい児施策の充実

発達障がい等の早期発見と早期療養体制の充実を図るとともに、各種障がい福祉サービス・手当制度などの周知を行い、障がい児施策の充実を図ります。また、ノーマライゼーション社会の推進を図るとともに、教育・保育施設と学校、地域などが連携し、障がいまたは個別の援助の必要がある子どもの特性に応じた支援に努めます。

	主な取組み	内容	担当課
1	障がい福祉サービスの周知・活用	相談支援体制を強化し、自立支援協議会の運営を活性化させ、放課後等デイサービスや障がい福祉サービスの周知・活用を図り、個々の特性に応じた支援を行います。	健康福祉課
2	重度心身障がい（児）者医療給付事業の周知・活用【再掲】	身体上または精神上著しい障がいを持つ方の経済的負担を軽減するために、医療費支給事業の周知・活用を図ります。	町民課
3	特別児童扶養手当制度の周知・活用	20歳未満の障がい児の福祉増進のために支給される特別児童扶養手当制度の周知・活用を図ります。	健康福祉課
4	障がい児福祉手当制度の周知・活用	日常生活において、常時介護を必要とする20歳未満の在宅重度障がい児に対し手当を支給する障がい児福祉手当制度の周知・活用を図ります。	健康福祉課
5	特別支援学校への通学支援	保護者負担を軽減するため、町外の特別支援学校へ通学する障がい児に対し、タクシー等での通学やヘルパーの添乗などの通学支援を行います。	健康福祉課
6	発達障がいの早期発見と早期対応のための相談の充実	臨床心理士による発達相談や教育・保育施設での巡回相談を実施し、障がいの早期発見と早期対応を図ります。	健康福祉課

	主な取組み	内容	担当課
7	教育・保育施設巡回相談の実施	保健師や保育士、教育委員会等の関係機関で各施設を巡回し、発育発達等の経過が気になる未就学児への健康支援とその家庭支援を図ります。	健康福祉課
8	障がい児保育の実施	障がい児に対する保育士の研修を重ね、障がい児に対する専門性や理解の促進を図りながら、個々の特性に応じた保育を実施します。	健康福祉課
9	ノーマライゼーションの普及啓発	障がいのある人となない人との「共生社会」を築くために、小さな時から共に学び・育つ教育を進めます。また、障がいに対する正しい理解と知識を深め、障がいを理由とする差別の解消について周知を行います。	教育委員会 健康福祉課
10	学校施設の改善	障がいのある児童生徒が安心して楽しく学校生活を送れるよう、障がいに配慮した教室環境の整備や施設の改善に努めます。	教育委員会
11	適切な教育支援の実施	一人ひとりの子どもの実態に即した就学のため、教育・保育施設と連携し巡回を実施するなど、本人・保護者の意向を尊重しながら適切な教育支援に努めます。	教育委員会
12	特別支援教育の充実	障がい等に応じた特別支援教育を充実させるとともに、「ことばの教室」の設置と通級指導の実施など、ともに学ぶ学校づくりを進めます。	教育委員会
13	進路指導の充実	各企業や作業所・施設等関係機関との連携を強化し、進路の拡大及び進路指導の充実を図ります。	教育委員会
14	医療的ケア児への支援	人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、支援体制の構築に努めます。支援を総合調整するコーディネーターの配置や、活動を支える体制整備を検討します。	健康福祉課

個別目標5 児童虐待防止対策の充実

少子高齢化や核家族化、地域社会とのかかわりの希薄化、経済情勢の悪化等による子育て家庭の社会的な孤立やストレスの増大などにより、児童虐待の発生が懸念されます。教育や保育、医療・保健、警察、地域等の社会全体で子どもを守る体制を構築し、関係機関と連携しながら情報の共有を図り、児童虐待の早期発見・早期対応・未然防止に努めます。

	主な取組み	内容	担当課
1	要保護児童対策地域協議会の充実	学校、教育・保育施設、地域、行政などが連携した地域協議会等の充実を図り、要保護児童の支援が円滑になされるよう努めます。	健康福祉課
2	子どもの人権に関する啓発	子どもの人権が尊重されるまちづくりを目指して、子どもの人権や児童虐待防止に関する啓発を推進します。 体罰によらない子育てを推進するため、子育て世代包括支援センターや乳幼児健診の場、子育て支援拠点、保育施設、学校等と連携して普及啓発活動を行います。	健康福祉課
3	相談体制の充実	児童相談所と連携を図りながら、子育て相談体制の充実や周知に努めます。	健康福祉課
4	見守り体制の充実	学校や教育・保育施設等と連携した見守り体制の充実を図るとともに、地域の民生委員・児童委員、主任児童委員に協力をお願いします。また、家庭訪問や健診時において見守りや早期発見・保護に努めます。	健康福祉課 教育委員会
5	子ども家庭総合支援拠点の設置	子ども家庭総合支援拠点を令和2年4月に設置し、子ども家庭に関する実情の把握や相談対応等にあたりるとともに、要保護児童への支援業務及び関係機関との連絡調整を行い、総合的な支援に努めます。	健康福祉課

施策目標 4 仕事と家庭の両立の推進

個別目標 1 両立を支援する保育サービスの充実

少子化や核家族化、就業構造の変化により多様な保育ニーズが生じています。また、子育て世代の女性の就業率が高いこと等により0歳児からの保育ニーズが高まっている現状にあります。

平成31年4月からひがしね保育園が0歳児保育を開始したことにより、町内すべての教育・保育施設での0歳児からの保育および延長保育や一時保育が実施となり、保育サービスの充実が図られました。一方、病児病後児保育については、要望が高まっている中、小児科医が不在である当町において実施可能な方法等を充分検討していく必要があります。小学生の放課後児童クラブは学区毎に設置され、利用希望者の人数やニーズに応じた運営を行っています。保護者の就労や社会参加等のための多様な教育・保育ニーズに対応できるよう、年齢に応じた保育サービスの充実に努めます。

	主な取組み	内容	担当課
1	子ども・子育て支援法に伴う事業の実施	子ども・子育て支援法施行に伴う特定教育・保育施設等及び放課後児童健全育成事業等を実施します。保護者のニーズに対応した子ども・子育て支援を検討し実施します。（第5章に詳細掲載）	健康福祉課
2	保育内容の充実	町内すべての園で0歳児からの保育を実施しています。 各種研修の実施・参加を推進し、保育士等の資質の向上に取り組むなど、保育内容の充実を図ります。	健康福祉課
3	延長保育	町内すべての園で延長保育を継続して実施しています。就労している保護者の子育て支援に努めます。	健康福祉課
4	一時預かり保育	町内すべての園で一時預かり保育を実施しています。家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児の保育や幼稚園在園児の預かり保育を実施するなどの子育て支援に努めます。	健康福祉課
5	休日等の保育ニーズへの対応	休日保育や急に保育が必要となった家庭に対応するため、ファミリー・サポート・センターを設置しています。協力会員の研修を実施するなど支援内容の向上を図るとともに、利用会員や協力会員の登録の促進や活用の周知に努めます。	健康福祉課

	主な取組み	内容	担当課
6	保育施設的环境整備	教育・保育施設の設置者と連携し、子どもたちの保育環境整備への支援を図ります。	健康福祉課
7	放課後児童クラブの充実	利用希望者のニーズに応じた受入体制整備への支援を図るとともに、支援員研修や各種研修受講によるクラブの充実を支援します。また、各地区コミュニティセンター事業や放課後子ども教室との連携を推進します。	健康福祉課

個別目標 2 両立のための働き方・生活の見直し

核家族化が進む中、就業構造の変化や子育て世代の女性の就業率が高いこと等により0歳児からの保育や多様な保育ニーズが生じています。また、働き方改革により、結婚や出産などでフルタイムの労働が困難な方や元気な高齢者などが活躍できる場の創出が期待されているところです。やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活において、多様な生き方が選択・実現できる社会を目指し、仕事と生活の調和の推進に向けた施策が求められています。

	主な取組み	内容	担当課
1	ワークライフバランスに関する啓発促進	町報や町ホームページなどを活用し、育児休業制度等の周知・啓発を行います。また、就労環境改善事業を実施し、働き方改革関連の企業向けセミナーや国・県事業の情報提供を行うなど仕事と生活の調和の推進に向けた施策の取り組みを支援します。	商工観光課
2	事業所実態調査の実施	商工会など関係機関と連携し、事業所等へ雇用状況・就業環境などについての実態調査を実施します。また、福利厚生の上昇など魅力ある企業づくりの啓発を行います。	商工観光課
3	男女共同参画の啓発	町報等で男女共同参画に関する情報提供を行うとともに、パンフレット等による啓発活動を促進します。	企画政策課
4	父親の育児参加の促進	マタニティクラスや健康まつり、子育て支援センターの事業等を通じて、父親の子育てへの参加を促進します。	健康福祉課

施策目標5 子ども・子育てに配慮したまちづくり

個別目標1 良質な住宅・居住環境の整備

核家族化が進行する中で子育て世帯の定住を促進するために、賃貸住宅や住宅地の確保が必要であるとともに公園や子どもたちの遊び場など良質な居住環境の整備が求められています。これまで整備してきた公営住宅や公園、公共施設等の充実を図るとともに、新たな事業やプロジェクトに取り組み、若者世帯やU I J ターン者の定住促進を支援します。

	主な取組み	内容	担当課
1	子育て支援のための住宅の確保	住生活基本計画に基づく子育て支援住宅「四季の郷住宅団地」や町営・県営住宅などの活用により、子育て世帯の住宅確保に努めるとともに、若者定住サポート事業に取り組み、若者世帯の住宅取得を支援します。また、町外からの転入世帯に対し、若者移住定住支援や空き家バンク利活用支援などの定住支援を行います。	建設水道課 商工観光課
2	魅力ある住宅地の供給	若者の定住化やU I J ターンを促進するため、「すまいる！四季の郷」定住促進プロジェクトに取り組み、緑豊かで良質な住宅地を供給するとともに購入者への支援を行います。	建設水道課
3	公園の充実・活用	既存の公園の整備充実を図るとともに、公園規模や設備の状況など町ホームページに掲載するなどして広く周知を図り、利用を促進します。	建設水道課
4	公共施設の開放情報の周知	スキー場の情報は町ホームページで周知し、子どもたちの利用を推進します。予約を原則としている施設や調整会議を行う施設の予約状況は関係者に周知を図り、子どもの安全な利用を推進します。	教育委員会 健康福祉課

個別目標2 安心して外出できる環境の整備

児童生徒などの歩行者に配慮した、安全で安心して利用できる道路や歩道等の施設整備に努めます。また、児童生徒等が安心して通学できる環境づくりのため、スクールバスの運行や防犯灯の整備を推進します。

	主な取組み	内容	担当課
1	通学路の安全確保	安全な通学のため、歩道や安全柵の設置など通学路にふさわしい道路整備を推進します。冬期間は、通学に支障が出ないよう除雪体制を充実します。	建設水道課
2	交通安全施設の整備	交通事故を防止するため、交通量が多い道路や事故の多発している道路、通学通園路等を中心に、横断歩道や区画線、道路標識等の交通安全施設の点検・整備を実施するとともに管轄機関への整備要望を実施します。	町民課
3	スクールバスの運行	小中学校において、遠距離通学児童生徒を中心に、利便性向上と安全確保のため、スクールバスを運行します。	教育委員会
4	歩道のバリアフリー化の促進	道路工事等による新規歩道設置や舗装段差解消・劣化した蓋版交換等の際など、歩行者に配慮した歩道のバリアフリー化を進めます。	建設水道課
5	公共施設の子育て支援設備の整備の推進	公共施設整備の際に、ベビーカーで利用できるスロープ等の整備、ベビーベッドの設置やキッズスペースの整備、男女トイレ内にベビーチェア等の設置など親子がともに利用できるよう推進します。	健康福祉課
6	防犯灯の整備	学校、地域、警察と連携して通学路防犯点検を実施するとともに、防犯灯の整備・管轄機関への要望等を実施し防犯対策を推進します。	町民課

個別目標3 子どもの安全の確保

子どもの安全確保に向け、学校や地域、関係機関と連携しながら、これまで「子ども110番」の設置や「地域の見守り活動」など犯罪等から守る取り組みを進めてきました。

引き続き、子どもが犯罪の被害者になることがないように防犯対策を充実するとともに、交通安全対策や防火・防災への対応など、子どもの安全の確保に努めます。

	主な取組み	内容	担当課
1	交通安全教育・学習の推進	交通安全関係機関・団体等と連携しながら、教育・保育施設、学校、地域社会等あらゆる機会をとらえ交通安全教育・学習の徹底に努めます。また、チャイルドシート着用の啓発を実施し理解を深め、子どもの安全確保に努めます。	町民課

	主な取組み	内容	担当課
2	子どもの防犯力の育成	学校での指導や啓発パンフレットの配布など、あらゆる機会をとらえて、子どもが自ら身を守ることができるよう防犯知識の習熟に努めます。	教育委員会
3	地域の見守り体制の充実	事業所や地域単位の見守り隊の協力を得ながら登下校時の見守りを行うとともに、子ども110番の設置や地域内の危険個所の点検、子どもたちの危険な行為の見守りなども学校と家庭、地域が協力して実施します。	教育委員会
4	防犯パトロール活動の推進	防犯協会や各種地域団体の協力を得ながら、防犯パトロール車による巡回パトロールを実施し、児童生徒の見守り活動や防犯活動の推進に努めます。	町民課
5	学校・教育・保育施設の危機管理体制の充実	家庭・地域・関係機関との連携を図り、不審者への対応や非常災害対応等、具体的な場面を想定した危機管理体制の充実を図ります。	教育委員会 健康福祉課 総務課
6	子どもの防火・防災意識の啓発	学校や地域等での防火・防災訓練の実施などにより、子どもたちの防火・防災意識の高揚を図ります。	教育委員会

施策目標6 地域における子育て支援の充実

個別目標1 地域における子育て支援サービスの充実

子育ては父母等の保護者が第一義的責任を持つものですが、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化し、家庭のみでの子育ては大変になってきています。子どもたちが地域の様々な人たちとのかかわりの中で成長していけるよう、民生委員・児童委員の協力も得ながら、地域における子育て家庭の支援の充実を図ります。

	主な取組み	内容	担当課
1	ファミリー・サポート・センターの充実	ファミリー・サポート・センター事業について町報や町ホームページ等で周知を図り、利用会員登録を促進し、子育て援助が必要な家庭を支援します。また、協力会員への研修実施等により支援内容の向上を図るとともに、協力会員登録を促進し、多様なニーズに対応できるよう事業の充実に努めます。	健康福祉課

	主な取組み	内容	担当課
2	子育て支援センターの活用	各種講座の開催や育児相談などを行うとともに、センター内の広場や園庭を開放し、子ども同士、父母・祖父母の方の交流の場を提供するなど、子どもを持つ全ての家庭が利用しやすい体制づくりに努めます。	健康福祉課
3	民生委員・児童委員の協力	地域の民生委員・児童委員、主任児童委員の方々と情報共有し連携を取りながら、各家庭の子育て支援に努めます。	健康福祉課
4	教育・保育施設地域活動事業の推進	教育・保育施設と連携しながら、施設を開放しての入園体験や行事参加などの事業を推進し、地域の子育て家庭を支援します。	健康福祉課

個別目標2 子育て支援のネットワークづくり

子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化しているなか、子どもたちの育成等に関係する団体、組織それぞれの活動の充実を図ることが大切になっています。また、子育て支援センターを活用しながら、地域で子育て仲間が集い学べる場の提供や育成を推進します。

	主な取組み	内容	担当課
1	青少年育成団体の充実	青少年を取り巻く環境についての研修会を継続しながら、会議を構成する団体の連携強化を図ります。	教育委員会
2	要保護児童対策地域協議会の充実【再掲】	学校、教育・保育施設、地域、行政などが連携した地域協議会等の充実を図り、児童虐待の早期発見、早期通報のしやすい環境づくりや円滑な対応に努めます。	健康福祉課
3	白鷹町PTA連絡協議会活動の促進	研修会や町長と語る会、要望活動などを通じて、保護者の学習と交流、子育てへの参加を促す白鷹町PTA連絡協議会活動の促進・充実を図ります。	教育委員会
4	地域の子育て仲間が集う場の育成	子育て支援センターを活用し、地域の子育て仲間が集い学べる場の提供や育成を推進します。	健康福祉課
5	行政間の連携の強化	子育て等に関する所管が多岐にわたることから、各所管の連携を強化し、各種相談や支援等に対応します。	健康福祉課

個別目標 3 児童の健全育成

子ども時代の様々な体験が子どもの社会性や正義感などを養うとされていることから、家庭や学校、地域、関係団体と連携を図りながら、自然体験や世代間交流、地域活動、スポーツ、子ども同士の交流などを通して、児童生徒の健全育成を推進します。

	主な取組み	内容	担当課
1	ジュニアリーダーの育成	スポーツ少年団などのリーダーとなる子どもの養成に努めるとともに、各団体におけるリーダー養成活動や研修会参加を支援します。	教育委員会
2	放課後子ども教室の充実	子どもたちの居場所づくりとして、学校とコミュニティセンター、地域等が協力・連携して、学校区ごとの実施を目指し検討を進めます。また、放課後児童クラブとの連携を図ります。	教育委員会
3	コミュニティセンター等との連携	コミュニティセンター等と連携しながら、子ども達の自然体験や世代間交流を促進するための各種体験教室や講座等の開催に努めます。	教育委員会
4	スポーツ少年団の育成	心身共に健康な児童生徒を育成するため、スポーツ少年団の母集団や指導者の研修会などの育成支援を行います。	教育委員会
5	子ども会活動の育成	町内の単位子ども会の多くが加入者の減少により従来の活動が難しい状況にあります。子どもたちが主体的に活動できる子ども会育成会となるよう組織の再編等を促すなど必要な支援を行います。	教育委員会
6	総合型地域スポーツクラブの充実・支援	体育協会等と連携を図ることで、気軽にスポーツできるクラブ事業を継続します。	教育委員会

施策目標7 次代の親の育成

個別目標1 次代の親としての家庭観の醸成

晩婚化や未婚化が進行している中で、次代の親を育成するために家庭観の醸成が必要になっています。児童生徒を含めて次代の親となりうる人に、男性と女性が共に協力して家庭を築き、子どもを生き育てることの意義を理解してもらうための教育や広報等を推進します。

	主な取組み	内容	担当課
1	乳幼児とのふれあい学習の推進	職場体験や保育ボランティア等を通じて、中学生や高校生が乳幼児とふれあえる学習機会の充実を図り、次世代に親となる若者の乳幼児に対する愛情や理解を深めます。	教育委員会 健康福祉課
2	命の大切さを学ぶ「いのちの教育」の充実	子どもを産み育てることの意義や命の大切さ、自分を大切に思う心について学習する機会の充実を図ります。	健康福祉課 教育委員会
3	男女共同参画の啓発促進	男女が互いの人権を尊重し合い、それぞれの個性と能力を發揮しながら、ともに支え合う男女共同参画社会を目指して、児童生徒に教科・道徳等を通じた指導の推進に努めます。	教育委員会
4	子育ての楽しさを伝える広報活動の推進	いきいきと子育てを楽しむ保護者の様子や、楽しそうにふれあう親子の様子など、「子育ては楽しい」と感じられる広報活動を積極的に推進します。	健康福祉課 教育委員会

個別目標2 出会い・結婚につながる支援の充実

これまで婚活サポート委員会を中心に、出会いの場の創設等に努め、出会いや結婚に向けて活動を継続してきました。県の「やまがた縁結びたい」との連携や他市町との情報交流等も強化しながら、広域的な出会い・結婚につながるサポート体制を充実させ、支援していきます。

	主な取組み	内容	担当課
1	婚活サポート委員活動の活性化	定例情報交換会や研修を通じて委員のスキルアップを図るとともに他市町との交流を通じて委員活動の活性化を図ります。	健康福祉課

	主な取組み	内容	担当課
2	出会いの場の創出	委員会主催の婚活イベントや気軽に参加できる小規模イベントを開催し、若者の出会いの場の創出に努めます。	健康福祉課
3	広域的な連携の強化	県や近隣市町、関係団体等との情報交換会や連携を強化し、出会いの場の創出、情報提供・収集など広域的な活動を推進します。	健康福祉課
4	ふるさと賑わい支援	身近な出会いの場でもある同窓会の開催について支援します。	企画政策課

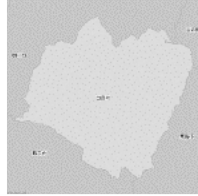
個別目標 3 若者が活躍できる環境づくり

若者の雇用促進のため、既存企業の育成や企業誘致、新たな創業者の開拓・支援などを行うとともに、新規就農者への支援に努めます。また、高度な技術の習得に対する支援や町外からの新規就農者への支援を行うなど若者が活躍できる環境や定着できる環境づくりに努めます。

	主な取組み	内容	担当課
1	若者の就労支援	商工会や学校など関連機関の協力を得ながら、町内企業の合同説明会を実施するなど若者の就労を支援します。	商工観光課
2	若者の職場づくり	企業の設備投資等を促進し、企業力の向上と雇用の促進を図るとともに、創業支援事業計画に基づき、新たな創業者の開拓・支援を行い、若者の職場づくりを推進します。	商工観光課
3	各種能力開発の支援	関係機関との連携により、技術力向上など若者の能力開発を支援します。	商工観光課
4	新規就農者への支援	白鷹町農業再生協議会を中心に、新規就農のための研修や、施設・設備の整備、資金融資など、県の事業と連携しながら支援するとともに、確実な定着に向けた取組みを推進します。	農林課
5	町外からの新規就農者への支援	町内の賃貸住宅に居住し町内で就農・研修している町外からの新規就農者に対し、家賃の一部助成、住宅取得、施設や機械等の導入に対し支援します。	農林課
6	若者が集まって活動できる場づくり	各種イベント等を主催する実行委員会のように、若者が集まり、共に遊び、学び、話し合い、実行することができる活動の場づくりを促進するとともに支援します。	教育委員会

第5章 子ども・子育て支援法に 基づく取組み

● この章の概略 ●



1. 教育・保育提供区域の設定

2. 「量の見込み」の推計方法

- ・児童数や施設の規模、現在の教育・保育の利用状況等を勘案して、白鷹町全域を1つの区域として定めます。
- ・ニーズ調査や町独自の方法で「量の見込み」を推計します。

3. 教育・保育の量の見込みと確保方策

- ・幼稚園、認定こども園、保育園、その他の、教育・保育の量の見込みと提供体制について計画します。



4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

- ・時間外保育事業
- ・放課後児童健全育成事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・妊婦健診 ほか について計画します。

5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

- ・保育から学校教育へのスムーズな移行を図るため、教育・保育施設間における教育の充実や小学校との連携した事業実施を推進します。



6. 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組み

- ・外国につながる幼児への支援配慮
- ・幼児教育・保育等の質の確保及び向上

新・放課後子ども総合プランに基づく白鷹町行動計画

- ・全ての児童が放課後等を安全、安心に過ごすことができる居場所の確保とともに、多様な体験・活動を行うことができるよう、計画します。



1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は「量の見込み」「確保方策」を設定する単位として、市町村は、離島や山間地などの地理的要件や合併の経緯及び交通事情など、地域の実情に応じて区域を設定することができますが、本町においては、教育・保育提供区域の区分設定を行う合理的理由がないことから、町全体をもって1区域とします。

2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」の推計方法

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」の推計方法については、国の手引きにより標準的な算定方式が示されていますが、より効果的、効率的な算定方法について、子ども・子育て会議の論議や、「潜在ニーズを含めた量の見込みを把握したうえで確保方策を定める」という制度の基本的な考え方を踏まえ、各自治体による独自の推計方法を妨げないとされています。

本町では、国が示した算定方式による量の見込みを参考にしながら、これまでの利用状況や今後の出生数の動向から独自の推計方法に基づき量の見込みを算定しました。

3 教育・保育に関する「量の見込み」と「確保方策」

◆認定区分と利用できる施設



- 保育を必要とする事由
- ・就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など）
 - ・妊娠、出産
 - ・保護者の疾病、障害
 - ・同居又は長期入院等している親族の介護・看護
 - ・災害復旧
 - ・その他

◆表の見方

①計画年度
令和2年度

②支給認定／年齢区分
第1号：教育利用（満3歳以上）
第2号：保育利用（満3歳以上）
第3号：保育利用（満3歳未満）

単位：人

支給認定区分		第1号	第2号	第3号	
年齢		満3歳以上	満3歳以上	満3歳未満	
				1歳・2歳	0歳
必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育
		16	228	120	52
		16	400		
確保 方策	教育・保育施設	20	228	120	52
	地域型保育事業				
確保合計		20	228	120	52
			400		

③教育利用見込み数

④保育利用見込み数
(0歳、1・2歳、3～5歳)

⑤施設・事業区分
【教育・保育施設】
幼稚園、保育所、認定こども園
【地域型保育事業】
小規模保育、家庭的保育、
居宅訪問型保育

⑥教育利用見込み数に対する幼稚園・認定こども園の確保定員数

⑦保育利用見込み数に対する保育所・認定こども園・地域型保育事業の確保定員数

※第2号認定が「教育」と「保育」に分かれているのは、保育の必要性がある「保育（2号）認定」を受けた子どものうち、幼稚園において教育を利用する子どもを見込むものです。

令和2年度

(単位：人)

支給認定区分		第1号	第2号		第3号	
年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
					1歳・2歳	0歳
必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
		16		207	115	48
		16		370		
確保 方策	教育・保育施設	20		228	120	52
	地域型保育事業					
確保合計		20		228	120	52
				400		

令和3年度

(単位：人)

支給認定区分		第1号	第2号		第3号	
年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
					1歳・2歳	0歳
必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
		15		187	110	52
		15		349		
確保 方策	教育・保育施設	20		228	120	52
	地域型保育事業					
確保合計		20		228	120	52
				400		

令和4年度

(単位：人)

支給認定区分		第1号	第2号		第3号	
年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
					1歳・2歳	0歳
必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
		15		176	109	52
		15		337		
確保 方策	教育・保育施設	20		228	120	52
	地域型保育事業					
確保合計		20		228	120	52
				400		

令和5年度

(単位：人)

支給認定区分		第1号	第2号		第3号	
年齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
					1歳・2歳	0歳
必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	教育	保育	保育	保育	保育
	14		161	114	52	
	14		327			
確保 方策	教育・保育施設	20		228	120	52
	地域型保育事業					
確保合計		20		228	120	52
				400		

令和6年度

(単位：人)

支給認定区分		第1号	第2号		第3号	
年齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
					1歳・2歳	0歳
必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	教育	保育	保育	保育	保育
	14		161	114	52	
	14		327			
確保 方策	教育・保育施設	20		228	120	52
	地域型保育事業					
確保合計		20		228	120	52
				400		

確保方策について

教育・保育施設は、2か所の保育園と2か所の認定こども園が事業を実施しています。量の見込みに合わせた実施体制整備の支援を行います。

地域型保育事業の実施予定はありませんが、需要に応じ、事業者からの申請を受け事業の実施を支援します。また、企業主導型保育施設の地域枠の活用の予定はありません。

保護者が町外の教育・保育施設を希望する場合は、所在地市町等と入所調整を図ってまいります。

4 地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」と「確保方策」

(1) 利用者支援事業(子育て世代包括支援センター)

子ども及び保護者が、子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及び保護者の身近な場所において、相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。平成30年度に設置した子育て世代包括支援センターを中心に相談業務の強化を図っていきます。

単位：カ所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策 母子保健型	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

(2) 延長保育事業

特定教育・保育施設の延長保育に係る利用料について、その全部または一部を助成することで、必要な保育を確保する事業です。特定教育・保育施設において、量の見込みに合わせ実施体制を整備します。

単位：1日平均利用人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	110	110	110	110	110
②確保方策	110	110	110	110	110
②－①	0	0	0	0	0

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得状況により町が定める基準に基づき、特定教育・保育等を受けた場合に係る日用品や文房具その他物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用の全部または一部を助成する事業です。量の見込みはありませんが、需要の状況に応じ事業の実施について検討します。

(4) 多様な事業者の参入を促進する事業

特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進する事業です。量の見込みはありませんが、需要の状況に応じ事業の実施について検討します。

(5) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により日中家庭にいない小学校に就学している児童について、放課後に適切な遊び・生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。放課後児童クラブにおいて、量の見込みに合わせ実施体制を整備します。

単位：放課後児童クラブ登録通常利用児童人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	220	220	220	220	220
小学1～3年生	163	158	143	143	143
小学4～6年生	57	62	77	77	77
②確保方策	220	220	220	220	220
②-①	0	0	0	0	0

*放課後児童クラブ登録通常利用児童人数：毎日利用している人数と、毎日利用していない人の一日平均利用人数の合計

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病その他の理由により、家庭での養育が一時的に困難な児童について、児童養護施設等に入所させ必要な保護を行う事業です。本町には受け入れ可能な施設が整っておらず量の見込みはありませんが、需要の状況に応じた支援について検討します。

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・助言・援助」を行う事業です。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	70	70	70	70	70
②確保方策	実施機関：町健康福祉課 実施体制：保健師4人				

(8) 養育支援訪問事業、要支援児童・要保護児童等の支援に資する事業

乳児家庭全戸訪問の実施等により把握した要支援児童や特定妊婦に対し、要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言、その他の援助を行う事業です。

単位：述べ人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	40	40	40	40	40
②確保方策	実施機関：町健康福祉課 実施体制：保健師4人、保育士1人				

(9) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児やその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育ての相談、情報提供、助言、その他の援助を行う事業です。子育て支援センターにおいて量の見込みに合わせ実施体制を整備します。

単位：延べ利用人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
②確保方策	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
②-①	0	0	0	0	0

(10) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、教育・保育施設において一時的に預かり必要な保育を行う事業(一般型)と、認定こども園において、在園児(1号認定)を対象とした預かり(幼稚園型)を実施しています。特定教育・保育施設において、量の見込みに合わせ実施体制を整備します。

単位：延べ利用人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み					
幼稚園型	2,800	2,600	2,600	2,400	2,400
一般型	400	400	400	400	400
計	3,200	3,000	3,000	2,800	2,800
②確保方策					
幼稚園型	2,800	2,600	2,600	2,400	2,400
一般型	400	400	400	400	400
計	3,200	3,000	3,000	2,800	2,800
②-①	0	0	0	0	0

(11) 病児保育事業（病児・病後児保育）

疾病にかかっている「保育を必要とする乳幼児」及び「家庭において保育を受けることが困難となった小学生」を教育・保育施設、病院等の専用の施設において一時的に保育を行う事業です。町内に小児科医が不在な中、指導医や協力医療機関の協力で実施可能な方法を検討します。

(12) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の一時的な預かりまたは外出支援について、援助を受けることを希望する利用会員と援助を行う協力会員との相互援助活動に関する連絡・調整、講習の実施その他必要な支援を行う事業です。子育て支援センターにおいて事業の運営を行っています。

単位：登録会員数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	100	100	100	100	100
②確保方策	100	100	100	100	100
②-①	0	0	0	0	0

(13) 妊婦健診

町が必要に応じて、妊婦に対して行う健康診断です。

単位：延べ人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	660	660	660	660	660
②確保方策	実施場所：県医師会との委託医療機関 検査項目：血液検査、定期検査（超音波）、保健指導 実施時期：妊娠初期～出産				

5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

子ども・子育て支援法の趣旨は、すべての子どもが健やかに成長するよう支援するものであって、その支援は良質かつ適切なものでなければならないとされています。子ども・子育て支援において、幼児期の教育・保育を担う教育・保育施設の役割が極めて重要であることはいうまでもありません。

乳幼児期の教育・保育の目的が達成されるよう国の告示により定められている「保育所保育指針」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」並びに「幼稚園教育要領」は、互いに教育・保育の内容の整合が図られています。

また、乳児期から小学校就学前までの一貫した教育・保育や発達の連続性を考慮するとともに、小学校への円滑な接続を図っていくことが重要であることから、本町として、保育所と認定こども園それぞれの施設において教育・保育・子育て支援の提供が総合的かつ一体的に図られるよう、施設・事業者の創意工夫を生かした運営を支援するとともに施設相互の連携の強化を図ってまいります。

6 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組み

(1) 外国につながる幼児への支援・配慮について

国では、国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などのいわゆる外国につながる幼児の増加を見込んでいます。本町ではニーズに応じて教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等が円滑に利用できるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し支援を行っていきます。

(2) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上について

基本指針に基づく、幼児教育・保育の質の確保・向上の取組はますます重要となっています。子ども・子育て会議の意見も踏まえつつ、地域の実情に応じた質の向上施策に取り組めます。

① 認定こども園・保育所と小学校等との円滑な接続の推進

認定こども園・保育所と小学校等との円滑な接続を推進する観点から、連携・接続の意識啓発、園児と小学校児童との交流活動、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等による小学校の授業参観、小学校教師による教育・保育施設の保育参観、接続を意識したカリキュラムの作成などについて実施又は支援を行います。

- ② 幼稚園教諭・保育士・保育教諭等に対する研修の充実等による資質向上
幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の資質向上を図るため、施設類型を超えた合同研修および園内研修の実施を支援します。
- ③ 処遇改善を始めとする労働環境への配慮
幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の処遇改善を始めとした労働環境の整備・改善を推進します。
- ④ 教育・保育施設を行う者に対する適切な指導監督、評価等の実施
各法令等に基づき特定教育・保育施設等に実施する必要がある複数の指導監督等について、県及び町との連携を図り、監査の際に求める資料・様式の統一化や重複する一部の監査項目の省略、集団指導・実施指導の適切な組み合わせを検討する等、効果的な指導監査となるようにします。
- ⑤ 教育・保育施設における自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じた運営改善
各教育・保育施設において自己評価、関係者評価、第三者評価の取組に資するよう支援します。
- ⑥ 幼児教育アドバイザーの育成・配置
施設類型に共通する課題である保育者の専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言等を行う者（「幼児教育アドバイザー」という。）の育成・配置を検討します。

新・放課後子ども総合プランに基づく白鷹町行動計画

国は「新・放課後総合プランにおいて、共働き家庭等の「小1」の壁を打破するとともに、時代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を進めるとしています。

また、市町村は全ての児童が放課後を安全・安心に過ごせるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を計画的に整備していくための市町村行動計画を策定することとされています。

このため、総合的な放課後児童対策を本計画に位置付け、放課後児童対策の充実を図っていきます。

1. 放課後子ども教室

小学校に就学している児童が、放課後や休日を安全で安心な環境のもと健やかに過ごせるよう地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ、文化活動等を行う事業です。

蚕桑小学校区及び荒砥小学校区で開催しており、それぞれ蚕桑地区コミュニティセンター、荒砥小学校放課後子ども教室実行委員会に運営を委託して実施しています。

放課後子ども教室における量の見込みに合わせ実施体制を整備します。

単位：放課後子ども教室利用児童数（延べ人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み (小学1～6年生)	860	860	860	860	860
② 確保方策	860	860	860	860	860
②—①	0	0	0	0	0

2. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

「白鷹町子ども・子育て支援事業計画」第4章施策の展開、第5章子ども・子育て支援法に基づく取組みに記載しています。

3. 放課後子ども教室と放課後児童クラブの実施等について

教育委員会、健康福祉課及び関係機関で組織している「白鷹町放課後子どもプラン運営委員会」を活用し、関係機関との連携を図りながら、放課後子ども教室と放課後児童クラブ相互の連携を深めるとともに、両事業が有効かつ円滑に運営できるよう実施体制を整備します。

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の周知

計画の推進にあたり、子育て家庭、子育てに係る事業者・関係団体をはじめ、多くの町民の理解と協力が重要であることから、策定した計画について、関係者や関係団体へ周知するとともに、広報紙やホームページなど様々な媒体を活用して、広く町民に周知します。

また、「子ども・子育て支援新制度」について分かりやすく知らせていくことが安心した妊娠・出産・子育てに結び付いていくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めます。

2 関係機関等との連携・協働

基本理念の実現には、家庭、教育・保育機関、地域、企業、行政などが相互に連携・協働しながら子育て支援に取り組む必要があります。

関係者それぞれが適切に役割を果たしていくとともに、関係機関相互の連携が行われるよう積極的に関わり、子育てを地域で支える体制を整えていきます。

3 白鷹町子ども・子育て会議での意見聴取

計画の推進にあたり、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づき条例により町長の附属機関として設置した「白鷹町子ども・子育て会議」で意見をいただきます。委員は、子どもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者などで構成されています。

參考資料

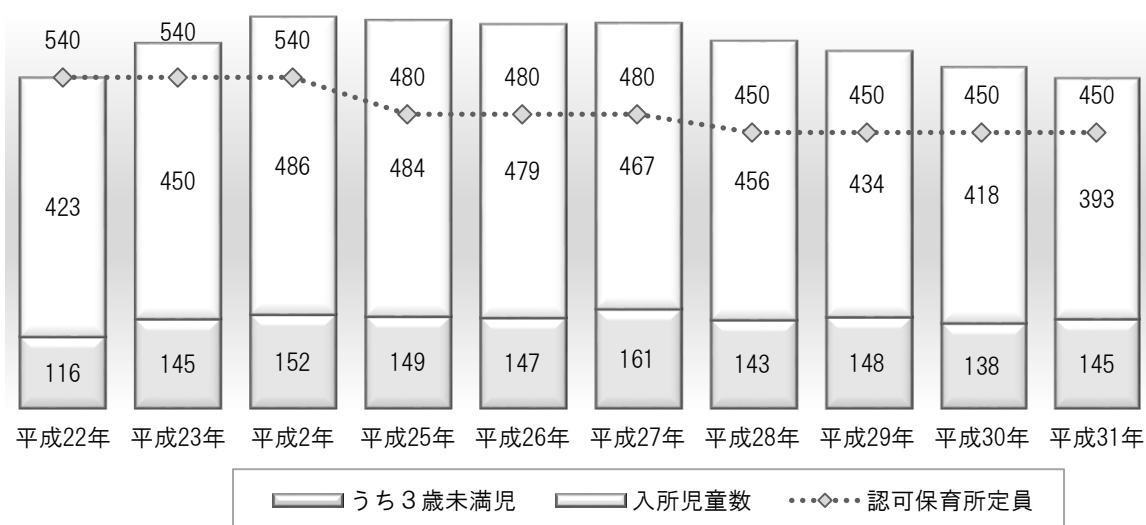
1 白鷹町の子育てサービスの状況

(1) 各種保育サービスの実施状況

区分	さくらの保育園	ひがしね保育園	よつばこども園	愛真こども園
延長保育	7:00~19:00	7:00~19:00	7:00~19:00	7:00~19:00
乳児保育	○	○	○	○
一時保育	○	○	○	○
障がい児保育	×	○	×	×
園開放	○	○	○	○
保育形態	異年齢 児混合保育 (3・4・5歳)	異年齢 児混合保育 (3・4・5歳)	年齢別保育	年齢別保育
入所定員	150	90	90	120
入所児童数	161	62	82	88

平成31年4月1日現在

(2) 認可保育所定員数と入所児童数の推移（各年4月、人）

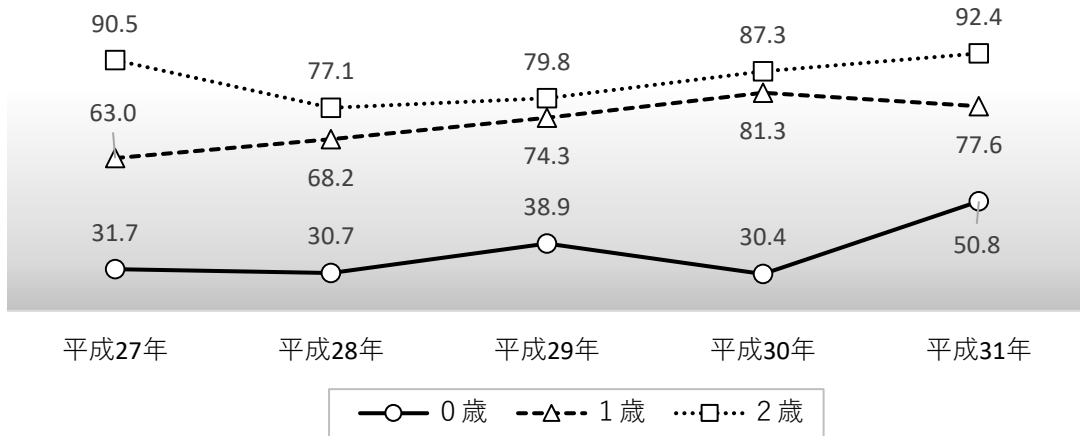


(3) 年齢別入所率の推移（各年4月）

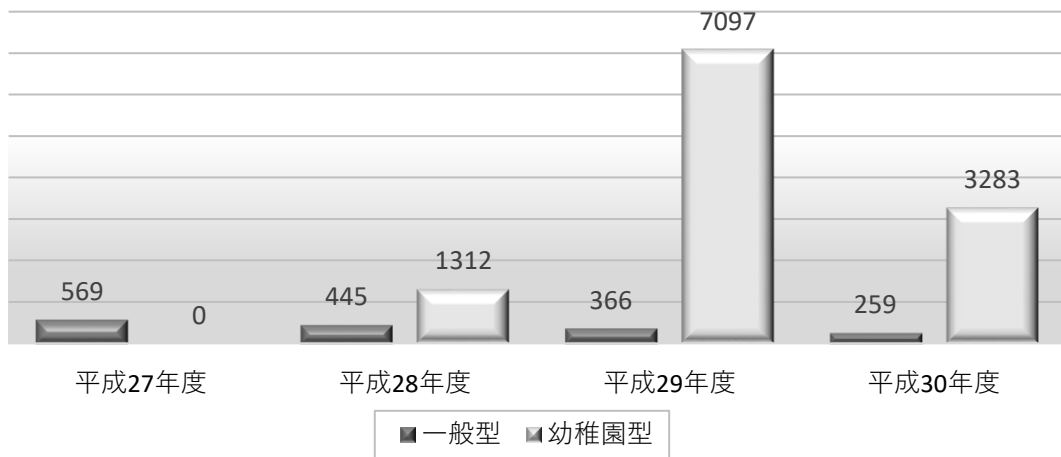
① 0～5歳（%）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
平成27年	31.7	63.0	90.5	97.9	98.2	100.0
平成28年	30.7	68.2	77.1	100.0	100.0	100.0
平成29年	38.9	74.3	79.8	97.6	100.0	100.0
平成30年	30.4	81.3	87.3	100.0	100.0	100.0
平成31年	50.8	77.6	92.4	98.7	100.0	100.0

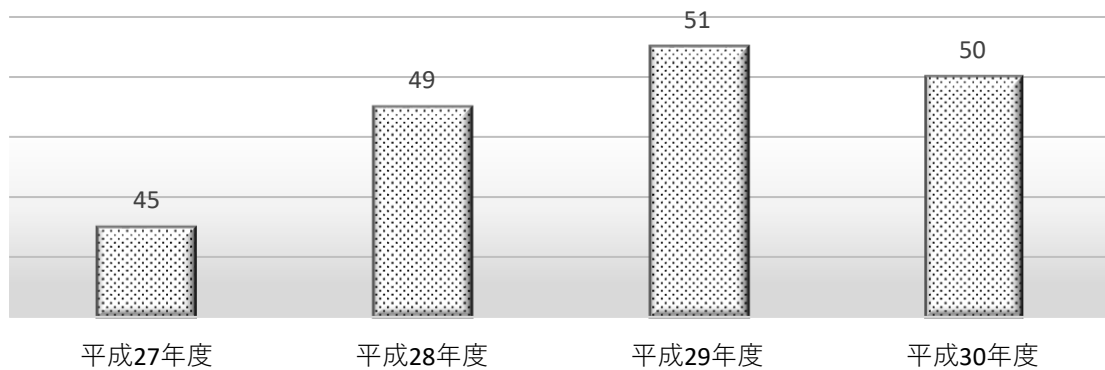
② 0～2歳 (%)



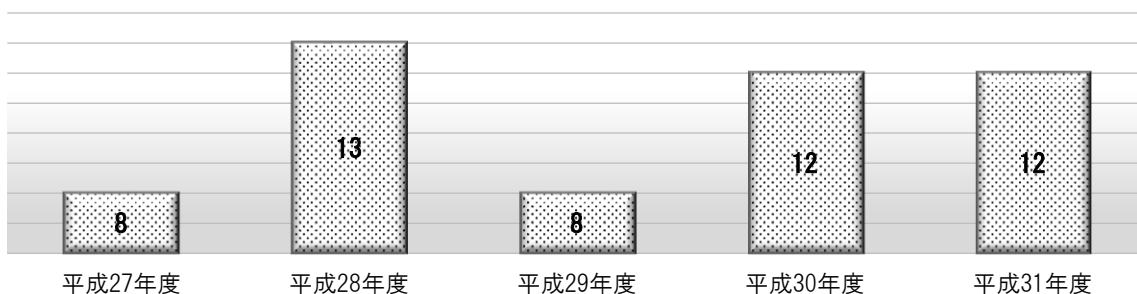
(4) 一時保育の利用人数(延べ人数)



(5) 延長保育の利用状況 (1日平均人数)



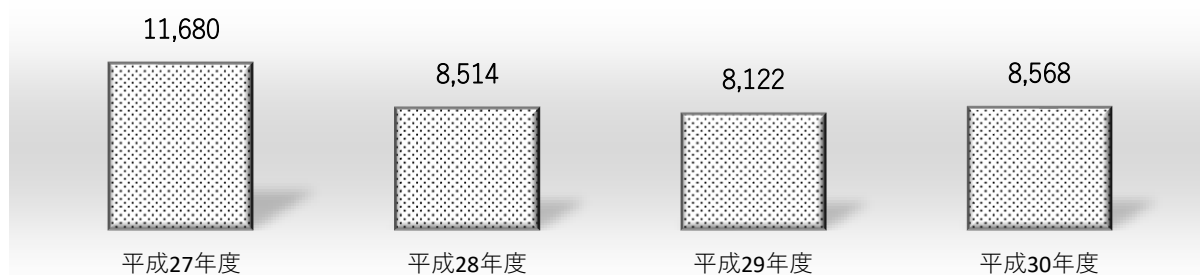
(6) 障がい児保育の状況 (人)



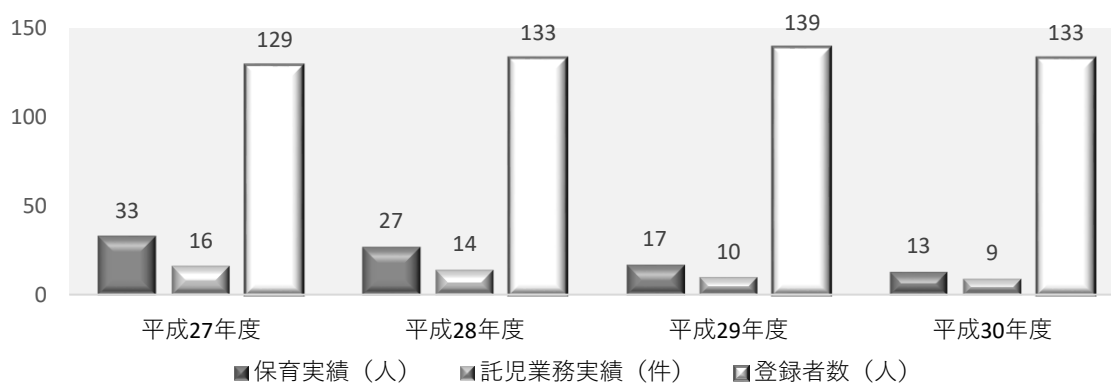
(7) 放課後児童クラブ登録児童数の推移(各年4月、人)

	エンゼルイン しらたかA	エンゼルイン しらたかB	エンゼルイン しらたかC	蚕桑っ子 クラブ	鮎っ子 クラブ	東根児童 クラブ ふれあいっ子
平成27年	43	22		33	47	41
平成28年	40	36		41	33	45
平成29年	43	35		39	48	47
平成30年	37	35	37	31	50	48
平成31年	41	40	46	31	50	40

(8) 子育て支援センター活動実績(人)



(9) ファミリー・サポート・センター活動実績



2 白鷹町教育・保育理念及び教育・保育方針

(1) 白鷹町教育・保育施設の教育・保育理念

教育・保育施設は、子ども・子育て支援法・児童福祉法及び認定こども園法に基づき、乳幼児の教育・保育を行う。

教育・保育にあたっては、子どもの人権や主体性を尊重し、子どもの最善の利益のために保護者や地域社会と連携を図り、その福祉を積極的に増進する。

(2) 白鷹町教育・保育施設の教育・保育方針

・教育・保育は、家庭や地域社会と連携を図りながら、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培うために、健康・安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、教育と保育が一体となって豊かな人間性を持った子どもを育てていくことを基本とする。

・教育・保育施設は、入園する子どもの保護者や地域の子育て家庭に対し、その意向を受け止め、保護者と子どもの安定した関係に配慮しながら、教育・保育施設の特性や保育教諭・保育士の専門性を生かしてその支援にあたる。

望ましい子ども像

1. 健康で明るい子ども
2. 自分のことは自分でできる子ども
3. 生き生きとあそべる子ども
4. 思いやりのある子ども
5. 話をよく聞き、豊かに話せる子ども
6. ものごとに興味、関心のある子ども
7. 創意工夫して表現できる子ども

第2期 白鷹町 子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和2年3月

発行者 白鷹町 健康福祉課

住 所 〒992-0831 山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲488

T E L 0238-86-0212 F A X 0238-86-0115